

資料3

様式第17(経過措置省令第23条関係)

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請書

令和7年12月12日

経済産業大臣 赤澤 亮正 殿

北海道札幌市東区北7条東2丁目1番1号

株式会社北海道熱供給公社

代表取締役社長 近藤 清隆

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定により次の通り

指定旧供給区域熱供給規程の変更の認可を受けたいので申請します。

変更の内容	別紙の通り
実施期日	令和8年4月1日

## 添付資料

指定旧供給区域熱供給規程変更理由

指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表

指定旧供給区域収支見積書

指定旧供給区域熱供給規程

指定旧供給区域熱供給規程変更申請添付説明資料

指定旧供給区域熱供給規程変更申請添付補足説明資料

以 上

# 指定旧供給区域熱供給規程変更理由

## 1. 変更を必要とする理由

### (1) 地区の概要

この度変更申請を行う札幌市東区の光星地区は、1972 年に供給を開始しました。現在は、集合住宅 14 棟約 1,800 戸、業務棟 9 件に熱を供給しております。

### (2) 変更の理由

#### ① 燃料費の高騰

前回改定の 1989 年と比べると、燃料費価格は大きく上昇しております。特に 2021 年度以降、世界情勢の変動に端を発した原油や都市ガス価格の高騰は著しく、総括原価の約 6 割を占める燃料費の負担は増大し、収支を大きく圧迫しております。

#### ② 工事費、資機材価格等の高騰

昨今の少子高齢化に伴う労働人口の減少や、働き方改革による労働時間制限などの影響による人件費の上昇が著しく、設備の維持管理に必要な点検・保守・修繕などの外注工事費等が高騰しております。これに加え、資機材などの価格上昇も著しく、収支を更に悪化させております。

### (3) 現行料金を継続した場合の収支状況

2024 年度は約 67 百万円の経常損失を計上し 3 期連続の赤字決算となり、2025 年度は約 100 百万円の見通しとなります。現行の料金体系のままでは、その後も約 100 百万円の経常損失となることが見込まれ、事業の継続が極めて困難となります。

### (4) 主なコスト削減の状況

#### ① 運転体制の効率化、人件費の削減

役員給与の削減、プラント管理および事務部門の人員削減を実施しております。

#### ② 設備の効率化、燃料費の削減

ボイラー、配管等の断熱強化による放熱ロスを削減による燃料費の削減を実施しております。

電動機のインバータ化、プラント内照明 LED 化等による電力料の削減を実施しております。

#### ③ その他経費の削減

社有車の廃止、保守・修繕作業の内製化を実施しております。

## 2. 変更の内容

- (1) 改定率 28.1%
- (2) 総合単価 3.77 円/MJ ※現行 2.92 円/MJ
- (3) 前納割引の廃止
- (4) 住宅用料金の棟別従量制料金の廃止

以 上

区域名：札幌市光星地区

指定旧供給区域熱供給規程新旧対照表

変更後供給規程	変更前供給規程
<p style="text-align: center;"><b>熱 供 紿 規 程</b></p> <p style="text-align: center;">札幌市光星地区</p> <p style="color: red; text-align: center;">2026年 4月 1日 実施</p> <p style="text-align: center;">株式会社 北海道熱供給公社</p>	<p style="text-align: center;"><b>熱 供 紿 規 程</b></p> <p style="text-align: center;">札幌市光星地区</p> <p style="text-align: center;">令和元年10月 1日 実施</p> <p style="text-align: center;">株式会社 北海道熱供給公社</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>20260000資第0号 令和8年00月00日認可</p>	<p>20190606資第1号 令和元年9月10日認可</p>

変更後供給規程 目 次	変更前供給規程 目 次
§ 1. 総 則 ..... 1. 目的 ..... 2. 適用区域 ..... 3. 規程の認可および変更 ..... 4. 用語の定義 ..... 5. 単位および端数処理 ..... 6. 実施細則 .....  § 2. 使用の申込みおよび熱需給契約 ..... 7. 使用の申込み ..... 8. 热需給契約の成立および変更 ..... 9. 契約容量の変更 ..... 10. 承諾の限界 ..... 11. 名義の変更 ..... 12. 契約の解約 ..... 13. 使用の休止および再使用 .....  § 3. 供 給 ..... 14. 供給方式 ..... 15. 供給期間および時間 ..... 16. 供給条件 ..... 17. 供給または使用の制限もしくは中止 ..... 18. 供給の停止およびその解除 ..... 19. 供給制限等の損害賠償 ..... 20. お客様の土地および建物への立入り .....  § 4. 工 事 ..... 21. 工事の施工 ..... 22. お客様の土地および建物の場所の提供 ..... 23. 電源および空気源の提供 ..... 24. 工事に伴う費用の負担 .....	§ 1. 総 則 ..... 1. 目的 ..... 2. 適用区域 ..... 3. 規程の認可および変更 ..... 4. 用語の定義 ..... 5. 単位および端数処理 ..... 6. 実施細則 .....  § 2. 使用の申込みおよび熱需給契約 ..... 7. 使用の申込み ..... 8. 热需給契約の成立および変更 ..... 9. 契約容量の変更 ..... 10. 承諾の限界 ..... 11. 名義の変更 ..... 12. 契約の廃止 ..... 13. 使用の休止および再使用 .....  § 3. 供 給 ..... 14. 供給方式 ..... 15. 供給期間および時間 ..... 16. 供給条件 ..... 17. 供給または使用の制限もしくは中止 ..... 18. 供給の停止およびその解除 ..... 19. 供給制限等の損害賠償 ..... 20. お客様の土地および建物への立入り .....  § 4. 工 事 ..... 21. 工事の施工 ..... 22. お客様の土地および建物の場所の提供 ..... 23. 電源および空気源の提供 ..... 24. 工事に伴う費用の負担 .....

変更後供給規程	変更前供給規程
§ 5. 受入施設および使用施設の操作等 ..... 9 25. 受入施設および使用施設の操作等 ..... 9	§ 5. 受入施設および使用施設の操作等 ..... 8 25. 受入施設および使用施設の操作等 ..... 8
§ 6. 保 安 ..... 9 26. 保守および保安の責任分界 ..... 9 27. 連絡等 ..... 9 28. 受入施設および使用施設の改善 ..... 9 29. 供給施設等の損傷防止 ..... 10	§ 6. 保 安 ..... 8 26. 保守および保安の責任分界 ..... 8 27. 連絡等 ..... 8 28. 受入施設および使用施設の改善 ..... 8 29. 供給施設等の損傷防止 ..... 8
§ 7. 料 金 ..... 11 30. 料金の適用開始の日 ..... 11 31. 料金算定 ..... 11 32. 使用量の計算 ..... 12 33. 使用量の通知 ..... 12 34. 計量器故障時等の使用量の決定 ..... 12 35. 料金の支払義務 ..... 12 36. 日割計算 ..... 13 37. 热媒体の放出等による賠償 ..... 14 38. 凍結防止等料金 ..... 14 39. 前納割引 ..... 11	§ 7. 料 金 ..... 9 30. 料金の適用開始の日 ..... 9 31. 料金算定 ..... 9 32. 使用量の計算 ..... 9 33. 使用量の通知 ..... 10 34. 計量器故障時等の使用量の決定 ..... 10 35. 料金の支払義務 ..... 10 36. 日割計算 ..... 10 37. 热媒体の放出等による賠償 ..... 11 38. 凍結防止等料金 ..... 11 39. 前納割引 ..... 11
§ 8. その他 ..... 15 39. 守秘義務 ..... 15 40. 反社会的勢力排除条項 ..... 15 41. 裁判管轄条項 ..... 15 42. 準拠法条項 ..... 16	
附 則 ..... 17 1. 実施期日 ..... 17 2. 前納割引に関する経過措置 ..... 17	附 則 ..... 12 1. 実施期日 ..... 12
別 表 ..... 18 料 金 表 ..... 18	別 表 ..... 13 料 金 表 ..... 13

変更後供給規程	変更前供給規程
§ 1. 総 則	§ 1. 総 則
<p><b>1. 目的</b> 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。</p> <p><b>2. 適用区域</b> この規程は、次の供給区域に適用します。 北海道札幌市 東区北9条東7丁目 北10条東7丁目、8丁目、9丁目17番地、18番地、38番地、40番地 北11条東7丁目、8丁目、9丁目1番地、2番地 北12条東7丁目、8丁目、9丁目1番地 北13条東8丁目1番地</p> <p><b>3. 規程の認可および変更</b> (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。 この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。</p> <p><b>4. 用語の定義</b> この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、高温水をいいます。 (2) 「導管」とは、熱発生所から元弁等に至る高温水管をいいます。 (3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしや断するための弁で、原則としてお客様ごとに高温水管に取り付けるものをいいます。 (4) 「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの高温水管をいいます。 (5) 「供給制御装置」とは、お客様への熱媒体の流入状態およびお客様からの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに附属する装置をいいます。</p>	<p><b>1. 目的</b> 当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。</p> <p><b>2. 適用区域</b> この規程は、次の供給区域に適用します。 北海道札幌市 東区北9条東7丁目 北10条東7丁目、8丁目、9丁目17番地、18番地、38番地、40番地 北11条東7丁目、8丁目、9丁目1番地、2番地 北12条東7丁目、8丁目、9丁目1番地 北13条東8丁目1番地</p> <p><b>3. 規程の認可および変更</b> (1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規程に基づき経済産業大臣の許可を受けたものです。 (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することができます。 この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。</p> <p><b>4. 用語の定義</b> この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。 (1) 「熱媒体」とは、高温水をいいます。 (2) 「導管」とは、熱発生所から元弁等に至る高温水管をいいます。 (3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしや断するための弁で、原則としてお客様ごとに高温水管に取り付けるものをいいます。 (4) 「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの高温水管をいいます。 (5) 「供給制御装置」とは、お客様への熱媒体の流入状態およびお客様からの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに附属する装置をいいます。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
(6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。	(6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。
(7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。	(7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。
(8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに附属する施設をいいます。	(8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに附属する施設をいいます。
(9) 「使用施設」とは、お客様の建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。	(9) 「使用施設」とは、お客様の建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。
(10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。	(10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
(11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。	(11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
(12) 「冬期」とは、10月16日から翌年5月15日までをいいます。	(12) 「冬期」とは、10月16日から翌年5月15日までをいいます。
(13) 「夏期」とは、5月16日から10月15日までをいいます。	(13) 「夏期」とは、5月16日から10月15日までをいいます。
(14) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。	(14) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
(15) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。	(15) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
(16) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。	(16) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。
(17) 「税抜」とは、消費税等相当額加算前の金額をいいます。	(17) 「税抜」とは、消費税等相当額加算前の金額をいいます。
<b>5. 単位および端数処理</b> この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。 (1) 契約容量の単位は1MJ/h(1メガジュール毎時)とし、1MJ/h未満の端数は小数点以下第一位で四捨五入します。 (2) 高温水の使用量の単位は1MJ(1メガジュール)とし、1MJ未満の端数は切り捨てます。 給湯の使用量の単位は100L(100リットル)とし、100L未満の端数は切り捨てます。 (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受けける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。	<b>5. 単位および端数処理</b> この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。 (1) 契約容量の単位は1MJ/h(1メガジュール毎時)とし、1MJ/h未満の端数は小数点以下第一位で四捨五入します。 (2) 高温水の使用量の単位は1MJ(1メガジュール)とし、1MJ未満の端数は切り捨てます。 給湯の使用量の単位は100L(100リットル)とし、100L未満の端数は切り捨てます。 (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受けける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。
<b>6. 実施細則</b> この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。	<b>6. 実施細則</b> この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客様と当社との協議によって定めます。

変更後供給規程	変更前供給規程
§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約	§ 2. 使用の申込みおよび熱需給契約
<p>7. 使用の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。</p> <p>なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。</p> <p>また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 当社は、お客様の申出により契約容量その他について協議、決定し、<u>集合住宅について1お客様建物単位で申込みを受ける場合があります。</u></p>	<p>7. 使用の申込み</p> <p>(1) お客様が新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめ規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込んでいただきます。</p> <p>なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。</p> <p>また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。</p> <p>(2) 当社は、お客様の申出により契約容量その他について協議、決定し、<u>集合住宅について1お客様建物単位で申込みを受ける場合があります。</u></p>
<p>8. 热需給契約の成立および変更</p> <p>(1) 热需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することができます。</p>	<p>8. 热需給契約の成立および変更</p> <p>(1) 热需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。</p> <p>(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することができます。</p>
<p>9. 契約容量の変更</p> <p>お客様は、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。</p>	<p>9. 契約容量の変更</p> <p>お客様は、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。</p>
<p>10. 承諾の限界</p> <p>当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7. に規定する使用的申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。</p>	<p>10. 承諾の限界</p> <p>当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7. に規定する使用的申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。</p>
<p>11. 名義の変更</p> <p>お客様に異動を生じる場合であって、新たなお客様が熱の需給に関するこれまで熱の供給を受けていたお客様の全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。</p>	<p>11. 名義の変更</p> <p>お客様に異動を生じる場合であって、新たなお客様が熱の需給に関するこれまで熱の供給を受けていたお客様の全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>12. 契約の解約</p> <p>(1) 熱の使用を終了しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して終了日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた終了日後に受けた場合は、受けた日をもって終了日とします。</p> <p>(2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが熱の使用を終了した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。</p>	<p>12. 契約の廃止</p> <p>(1) 熱の使用を廃止しようとするお客さまは、あらかじめ当社と協議して廃止期日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた廃止期日後に受けた場合は、受けた日をもって廃止の期日とします。</p> <p>(2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。</p> <p>(3) 当社は、お客さまが熱の使用を廃止した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。</p>
<p>13. 使用の休止および再使用</p> <p>暖房定額制料金適用のお客さまが連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。当社は、お客さまが定めた休止期日後にこの申込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な処置をします。</p>	<p>13. 使用の休止および再使用</p> <p>定額料金適用のお客さまが連続して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。当社は、お客さまが定めた休止期日後にこの申込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な処置をします。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程												
§ 3. 供 給	§ 3. 供 給												
14. 供給方式 高温水は、送り管、返り管の2管方式で、密閉循環方式とします。	14. 供給方式 高温水は、送り管、返り管の2管方式で、密閉循環方式とします。												
15. 供給期間および時間 (1) 暖房の供給期間は、毎年10月16日から翌年5月15日までとします。ただし、お客様の希望により当社はこの期間以外でも供給することができます。 (2) 給湯、その他温熱の供給期間は通年とします。 (3) 供給時間は、原則として午前5時から午後10時までとします。	15. 供給期間および時間 (1) 暖房の供給期間は、毎年10月16日から翌年5月15日までとします。ただし、お客様の希望により当社はこの期間以外でも供給することができます。 (2) 給湯、その他温熱の供給期間は通年とします。 (3) 供給時間は、原則として午前5時から午後10時までとします。												
16. 供給条件 (1) 高温水の温度 ①送り温度 送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記とおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>期 別</th><th>標準温度</th></tr></thead><tbody><tr><td>冬 期</td><td>1 6 0 ℃</td></tr><tr><td>夏 期</td><td>1 4 0 ℃</td></tr></tbody></table> ただし、当社は軽負荷時には、お客様に支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することができます。 ②返り温度 返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記とおりとしていただきます。 冬期および夏期 1 1 0 ℃以下	期 別	標準温度	冬 期	1 6 0 ℃	夏 期	1 4 0 ℃	16. 供給条件 (1) 高温水の温度 ①送り温度 送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記とおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>期 別</th><th>標準温度</th></tr></thead><tbody><tr><td>冬 期</td><td>1 6 0 ℃</td></tr><tr><td>夏 期</td><td>1 4 0 ℃</td></tr></tbody></table> ただし、当社は軽負荷時には、お客様に支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することができます。 ②返り温度 返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記とおりとしていただきます。 冬期および夏期 1 1 0 ℃以下	期 別	標準温度	冬 期	1 6 0 ℃	夏 期	1 4 0 ℃
期 別	標準温度												
冬 期	1 6 0 ℃												
夏 期	1 4 0 ℃												
期 別	標準温度												
冬 期	1 6 0 ℃												
夏 期	1 4 0 ℃												
(2) 高温水の圧力 高温水の通常の圧力は、下記のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>圧力範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td>送り管</td><td>1.00MPa～1.20MPa</td></tr><tr><td>返り管</td><td>0.87MPa～1.05MPa</td></tr></tbody></table>	区 分	圧力範囲	送り管	1.00MPa～1.20MPa	返り管	0.87MPa～1.05MPa	(2) 高温水の圧力 高温水の通常の圧力は、下記のとおりとします。 <table border="1"><thead><tr><th>区 分</th><th>圧力範囲</th></tr></thead><tbody><tr><td>送り管</td><td>1.00MPa～1.20MPa</td></tr><tr><td>返り管</td><td>0.87MPa～1.05MPa</td></tr></tbody></table>	区 分	圧力範囲	送り管	1.00MPa～1.20MPa	返り管	0.87MPa～1.05MPa
区 分	圧力範囲												
送り管	1.00MPa～1.20MPa												
返り管	0.87MPa～1.05MPa												
区 分	圧力範囲												
送り管	1.00MPa～1.20MPa												
返り管	0.87MPa～1.05MPa												

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>17. 供給または使用の制限もしくは中止</p> <p>当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合</li> <li>(2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合</li> <li>(3) 供給施設に故障が生じた場合</li> <li>(4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合</li> <li>(5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合</li> <li>(6) その他保安上の必要がある場合</li> </ul>	<p>17. 供給または使用の制限もしくは中止</p> <p>当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合には速やかにお客さまに連絡します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合</li> <li>(2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合</li> <li>(3) 供給施設に故障が生じた場合</li> <li>(4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合</li> <li>(5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合</li> <li>(6) その他保安上の必要がある場合</li> </ul>
<p>18. 供給の停止およびその解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 料金が 35-（1）の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合</li> <li>② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合</li> <li>③ 20. の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合</li> <li>④ 熱を不正に使用した場合</li> <li>⑤ 28. の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めて、それが実行されない場合</li> <li>⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合</li> </ul> </li> <li>(2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。</li> </ul>	<p>18. 供給の停止およびその解除</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 料金が 35-（1）の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合</li> <li>② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合</li> <li>③ 20. の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合</li> <li>④ 熱を不正に使用した場合</li> <li>⑤ 28. の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めて、それが実行されない場合</li> <li>⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合</li> </ul> </li> <li>(2) (1)により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。</li> </ul>
<p>19. 供給制限等の損害賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、17. の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</li> <li>(2) 当社は、18-（1）の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。</li> </ul>	<p>19. 供給制限等の損害賠償</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 当社は、17. の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</li> <li>(2) 当社は、18-（1）の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客さまの損害については、賠償の責めを負いません。</li> </ul>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>20. お客様の土地および建物への立入り</p> <p>当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客様の承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様の求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。</p>	<p>20. お客様の土地および建物への立入り</p> <p>当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客様の承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。</p> <p>なお、お客様の求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。</p>
<p><b>§ 4. 工 事</b></p>	<p><b>§ 4. 工 事</b></p>
<p>21. 工事の施工</p> <p>(1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。</p> <p>(2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。ただし、受入施設のうち計量器については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。</p> <p>なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。</p> <p>(3) 計量器の設置は、原則として1契約につき1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さまに施工していただきます。</p> <p>(5) お客様は、受入施設および使用施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。</p> <p>(6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。</p>	<p>21. 工事の施工</p> <p>(1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。</p> <p>(2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。ただし、受入施設のうち計量器については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。</p> <p>なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。</p> <p>(3) 計量器の設置は、原則として1契約につき1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さまに施工していただきます。</p> <p>(5) お客様は、受入施設および使用施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。</p> <p>(6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。</p>
<p>22. お客様の土地および建物の場所の提供</p> <p>(1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。</p>	<p>22. お客様の土地および建物の場所の提供</p> <p>(1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>(2) 計量器およびその付属装置を設置する場合は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。</p> <p>23. 電源および空気源の提供 計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。</p> <p>24. 工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。</p> <p>(2) 受入施設（当社所有のものを除く。）は、お客様の所有とし、これに要する工事費はお客様に負担していただきます。</p> <p>(3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は、当社の負担としますが、取付工事費はお客様に負担していただきます。 なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客様に負担していただきます。</p> <p>(5) お客様の都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。</p> <p>(6) お客様の都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。</p> <p>(7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客様所有の施設の修繕に要する費用はお客様に負担していただきます。ただし、当社所有の施設であってもお客様の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客様から修繕に要した費用をいただきます。</p> <p>(8) 契約成立後、お客様の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。</p> <p>(9) お客様に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。</p>	<p>(2) 計量器およびその付属装置を設置する場合は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。</p> <p>23. 電源および空気源の提供 計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。</p> <p>24. 工事に伴う費用の負担</p> <p>(1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。</p> <p>(2) 受入施設（当社所有のものを除く。）は、お客様の所有とし、これに要する工事費はお客様に負担していただきます。</p> <p>(3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は、当社の負担としますが、取付工事費はお客様に負担していただきます。 なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。</p> <p>(4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客様に負担していただきます。</p> <p>(5) お客様の都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。</p> <p>(6) お客様の都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。</p> <p>(7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客様所有の施設の修繕に要する費用はお客様に負担していただきます。ただし、当社所有の施設であってもお客様の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客様から修繕に要した費用をいただきます。</p> <p>(8) 契約成立後、お客様の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。</p> <p>(9) お客様に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
§ 5. 受入施設および使用施設の操作等	§ 5. 受入施設および使用施設の操作等
<p>25. 受入施設および使用施設の操作等 受入施設（当社所有の施設を除く。）および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。 さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>§ 6. 保 安</b></p> <p>26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設（当社の所有施設を除く。）および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。</p> <p>27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さまは、お客さま建物内の当社所有の受入施設について異常を見た場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。</p>	<p>25. 受入施設および使用施設の操作等 受入施設（当社所有の施設を除く。）および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。 さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。</p> <p style="text-align: center;"><b>§ 6. 保 安</b></p> <p>26. 保守および保安の責任分界 供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。 受入施設（当社の所有施設を除く。）および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。</p> <p>27. 連絡等 (1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。 (2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。 なお、お客さまは、お客さま建物内の当社所有の受入施設について異常を見た場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。</p> <p>28. 受入施設および使用施設の改善 当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>29. 供給施設等の損傷防止</p> <p>供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に導管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。</p>	<p>29. 供給施設等の損傷防止</p> <p>供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に導管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。</p>

変更後供給規程 § 7. 料金	変更前供給規程 § 7. 料金
<p>30. 料金の適用開始の日</p> <p>料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。</p> <p>31. 料金算定</p> <p>(1) 料金の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 住宅用料金</p> <p>(イ) 暖房<b>定額制</b>料金 別表のとおりとします。</p> <p>(ロ) 給湯料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。</p> <p>② 業務用料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。</p> <p>(2) 住宅用料金のお客さまが毎月支払う料金は、暖房<b>定額制</b>料金の場合は当該月額、従量制料金の場合は基本料金と従量料金の合計額とし、契約の種類毎に毎月算定します。ただし、暖房<b>定額制</b>料金については暖房月に限ります。</p> <p>業務用料金のお客さまが毎月支払う料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計額に消費税等相当額を加えたものとし、契約の種類毎に毎月算定します。</p> <p>(3) 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず毎月算定します。</p> <p>(4) (1)、(2)の規定にかかわらず13. の規定により長期休止の適用を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。</p> <p>(5) (1)、(2)の規定にかかわらず15-(1)の規定ただし書により供給期間以外に暖房供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。</p>	<p>30. 料金の適用開始の日</p> <p>料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。</p> <p>31. 料金算定</p> <p>(1) 料金の種類は次のとおりとします。</p> <p>① 住宅用料金</p> <p>(イ) 暖房料金 定額料金または従量制料金（7-(2)の規定による契約を締結した場合）とし、別表のとおりとします。</p> <p>(ロ) 給湯料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。</p> <p>② 業務用料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。</p> <p>(2) 住宅用料金のお客さまが毎月支払う料金は、定額料金の場合は当該月額、従量制料金の場合は基本料金と従量料金の合計額とし、契約の種類毎に毎月算定します。ただし、暖房料金については暖房月に限ります。</p> <p>業務用料金のお客さまが毎月支払う料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計額に消費税等相当額を加えたものとし、契約の種類毎に毎月算定します。</p> <p>(3) 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず毎月算定します。</p> <p>(4) (1)、(2)の規定にかかわらず13. の規定により長期休止の適用を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。</p> <p>(5) (1)、(2)の規定にかかわらず15-(1)の規定ただし書により供給期間以外に暖房供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>32. 使用量の計算</p> <p>(1) 料金算定のため行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。</p> <p>(2) 当月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。</p> <p>(3) 各計量器による使用量の計量の単位は、高温水は1MJ、給湯は100L(100リットル)とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。</p>	<p>32. 使用量の計算</p> <p>(1) 料金算定のため行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。</p> <p>(2) 毎月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。</p> <p>(3) 各計量器による使用量の計量の単位は、高温水は1MJ、給湯は100L(100リットル)とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。</p>
<p>33. 使用量の通知</p> <p>当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。</p>	<p>33. 使用量の通知</p> <p>当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。</p>
<p>34. 計量器故障時等の使用量の決定</p> <p>計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。</p>	<p>34. 計量器故障時等の使用量の決定</p> <p>計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかった場合、その期間の使用量は、その期間直前3か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。</p>
<p>35. 料金の支払い義務</p> <p>(1) お客さまの料金の支払い義務の発生日は次のとおりとします。</p> <p>① 暖房定額制料金 当月末日 ② 従量制料金 定例検針日</p> <p>(2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。</p> <p>(3) お客さまは、毎月分の料金を35-(1)の規定による支払義務発生日の翌月末日まで(以下「支払期間」といいます。)に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>(4) お客さまが35-(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関に払い込まれた日(口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日)に当社に対する支払いがなされたものとします。</p>	<p>35. 料金の支払い義務</p> <p>(1) お客さまの料金の支払い義務の発生日は次のとおりとします。</p> <p>① 定額料金 当月末日 ② 従量制料金 定例検針日</p> <p>(2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。</p> <p>(3) お客さまは、毎月分の料金を35-(1)の規定による支払義務発生日の翌日から起算して30日以内(以下「支払期間」といいます。)に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。</p> <p>(4) お客さまが35-(3)の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関に払い込まれた日(口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日)に当社に対する支払いがなされたものとします。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>(5) 住宅用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した消費税相当額を控除した金額に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。</p> <p>業務用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した金額（税抜）に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。</p> <p>(6) 料金等の支払は支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>36. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、暖房定額制料金または基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）について日割計算をします。</p> <p>① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または休止もしくは契約の変更をした場合。 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。</p> <p>② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。この場合、中止が連続する 12 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。</p> <p>③ 適用される料金に変更があった場合</p> <p>(2) 36-(1) の規定により住宅用料金、暖房定額制料金および基本料金を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。</p>	<p>(5) 住宅用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した消費税相当額を控除した金額に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。</p> <p>業務用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した金額（税抜）に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。</p> <p>(6) 料金等の支払は支払義務の発生した順序で支払っていただきます。</p> <p>36. 日割計算</p> <p>(1) 当社は、定額料金または基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）について日割計算をします。</p> <p>① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または休止もしくは契約の変更をした場合。 この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。</p> <p>② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。この場合、中止が連続する 12 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。</p> <p>③ 適用される料金に変更があった場合</p> <p>(2) 36-(1) の規定により住宅用料金、定額料金および基本料金を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。</p>

変更後供給規程	変更前供給規程																
<p>37. 热媒体の放出等による賠償 受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客様の責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。</p>	<p>37. 热媒体の放出等による賠償 受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客様の責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。</p>																
<p>38. 凍結防止等料金 集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため一定期間空室に熱の供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は 31. の規定にかかわらず、別表により計算した金額（税抜）に消費税等相当額を加えたものとします。 この場合における料金の支払方法等については、35. の規定にかかわらず、別途協議のうえ決定します。</p>	<p>38. 凍結防止等料金 集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため一定期間空室に熱の供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は 31. の規定にかかわらず、別表により計算した金額（税抜）に消費税等相当額を加えたものとします。 この場合における料金の支払方法等については、35. の規定にかかわらず、別途協議のうえ決定します。</p>																
<p><b>39. 前納割引</b> <del>定額料金を前納される場合は、所定の割引をいたします。</del> <del>なお、割引率については次表のとおりとします。</del></p> <table border="1"> <tr> <td>前納月数(か月分)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8～12</td> </tr> <tr> <td>割引率(%)</td> <td>3</td> <td>3.5</td> <td>4</td> </tr> </table>	前納月数(か月分)	6	7	8～12	割引率(%)	3	3.5	4	<p>39. 前納割引 定額料金を前納される場合は、所定の割引をいたします。 なお、割引率については次表のとおりとします。</p> <table border="1"> <tr> <td>前納月数(か月分)</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>8～12</td> </tr> <tr> <td>割引率(%)</td> <td>3</td> <td>3.5</td> <td>4</td> </tr> </table>	前納月数(か月分)	6	7	8～12	割引率(%)	3	3.5	4
前納月数(か月分)	6	7	8～12														
割引率(%)	3	3.5	4														
前納月数(か月分)	6	7	8～12														
割引率(%)	3	3.5	4														

変更後供給規程	変更前供給規程
<p style="text-align: center;"><b>§8. その他</b></p> <p><b>39. 守秘義務</b></p> <p>(1) お客様および当社は、熱需給契約の締結により相手方から得た情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客様および当社の業務運営上特に必要な場合は、裁判所からの命令、その他法令により開示しなければならない場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客様および当社は、それぞれの役員および従業員に対し、その在職中および退職後においても、本営業秘密について、守秘義務を遵守することを義務付けることとします。</p> <p>(3) 本項の規定は熱需給契約終了後も同様とします。</p> <p><b>40. 反社会的勢力排除条項</b></p> <p>(1) お客様および当社は、自らまたは自らの代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき</li> <li>②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき</li> <li>③反社会的勢力を利用していると認められるとき</li> <li>④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき</li> <li>⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき</li> <li>⑥自らまたは第三者を利用して、関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき</li> </ul> <p>(2) お客様および当社は、(1) の規定により契約を解除した場合、解除されたものは、解除による損害が生じてもその相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。</p> <p><b>41. 裁判管轄条項</b></p> <p>この規程に関して、裁判上の紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。</p>	

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>42. 準拠法条項 この規程に関する準拠法は、日本法とします。</p>	

変更後供給規程	変更前供給規程
附 則	附 則
<p>1. 実施期日            この規程は、2026年4月1日から実施します。</p> <p>2. 前納割引に関する経過措置            前項の規定にかかわらず、2025年度に暖房定額制料金を前納されたお客さまは、2026年5月16日からこの規程の暖房定額制料金を適用します。</p> <p>2. 消費税法の改正に伴う経過措置  <del>前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。</del></p>	<p>1. 実施期日            この規程は、令和元年10月1日から実施します。</p> <p>2. 消費税法の改正に伴う経過措置            前項の規定にかかわらず、令和元年9月30日以前から継続して供給するお客さまの、令和元年10月1日から令和元年10月31日までの間に初めて支払義務が発生する料金については、変更前の規程を適用します。</p>

別 表  
料 金 表

1. 住宅用料金

区 分		料金算定基準	料 金
暖房料金	暖房定額制料金	占用面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 暖房期間	2,264 円(税込)
	従量制料金 基本料金	契約容量 1 MJ/H につき 1 か月 (規程 7-(2) による契約を締結した場合)	253.57 円(税込)
	従量料金	使用量 1 MJ につき	1,663 円(税込)
給湯料金	基本料金	1 か月につき	1,867 円(税込)
	従量料金	使用量 100 L につき (水道料金は含まれていません)	79.54 円(税込)

2. 業務用料金

区 分		料金算定基準	料 金
基本料金		契約容量 1 MJ/H につき 1 か月	377.3 円(税込) 343 円(税抜)
従量料金		使用量 1 MJ につき	2,211 円(税込) 2,01 円(税抜)

別 表  
料 金 表

1. 住宅用料金

区 分		料金算定基準	料 金
暖房料金	定額料金	占用面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 暖房期間	1,764 円(税込)
	従量制料金 基本料金	契約容量 1 MJ/H につき 1 か月 (規程 7-(2) による契約を締結した場合)	253.57 円(税込)
	従量料金	使用量 1 MJ につき	1,663 円(税込)
給湯料金	基本料金	1 か月につき	1,448.7 円(税込)
	従量料金	使用量 100 L につき (水道料金は含まれていません)	62.645 円(税込)

2. 業務用料金

区 分		料金算定基準	料 金
基本料金		契約容量 1 MJ/H につき 1 か月	294,0410 円(税込) 267.31 円(税抜)
従量料金		使用量 1 MJ につき	1,74680 円(税込) 1,588 円(税抜)

変更後供給規程	変更前供給規程
<b>3. 休止料金</b>	<b>3. 休止料金</b>
料金算定基準（規程13による休止の場合）	料 金
休止連続30日につき	<u>3,069円</u> (税込)
30日超過分は1日につき	<u>102.3円</u> (税込)
<b>4. 期間外延伸料金</b>	<b>4. 期間外延伸料金</b>
料金算定基準（規程15-(1)による場合）	料 金
暖房床面積1m <sup>2</sup> 1日につき	<u>7.87円</u> (税込)
<b>5. 凍結防止等料金</b>	<b>5. 凍結防止等料金</b>
料金算定基準（規程38による場合）	料 金
空室住宅1戸1か月につき	<u>18,000.4円</u> (税込) <u>16,364円</u> (税抜)

変更後供給規程	変更前供給規程
<p>株式会社 北海道熱供給公社</p> <p>本 社 〒060-0907 札幌市東区北7条東2丁目1番1号 ☎ (011) 741-1311</p> <p>光星エネルギーセンター 〒065-0011 札幌市東区北11条東9丁目1番28号 ☎ (011) 742-7130</p>	<p>株式会社 北海道熱供給公社</p> <p>本 社 〒060-0907 札幌市東区北7条東2丁目1番1号 ☎ (011) 741-1311</p> <p>光星エネルギーセンター 〒065-0011 札幌市東区北11条東9丁目1番28号 ☎ (011) 742-7130</p>

## 資料4

(様式第4)

## 収支見積書

金額単位：千円

項目	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	合計	
収入の部	住宅用温熱料	184,694	184,694	184,694	184,694	184,694	923,470
	(熱量) G J	63,440	63,440	63,440	63,440	63,440	317,200
	(単価) 円/MJ	2.91	2.91	2.91	2.91	2.91	
	業務用温熱料	64,877	64,877	64,877	64,877	64,877	324,385
	(熱量) G J	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	56,660
	(単価) 円/MJ	5.72	5.72	5.72	5.72	5.72	
	凍結防止料金	9,818	9,818	9,818	9,818	9,818	49,090
	(熱量) G J	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	7,805
	(単価) 円/MJ	6.28	6.28	6.28	6.28	6.28	
	給湯料	68,972	68,972	68,972	68,972	68,972	344,860
	(熱量) G J	10,877	10,877	10,877	10,877	10,877	54,385
	(単価) 円/MJ	6.34	6.34	6.34	6.34	6.34	
	その他収益	0	0	0	0	0	0
	計	328,361	328,361	328,361	328,361	328,361	1,641,805
支出の部	役員給与	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	13,230
	給料手当	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	242,805
	退職金	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	8,085
	厚生費	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	43,585
	燃料費	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224	951,120
	修繕費	7,368	7,369	6,927	6,563	6,263	34,490
	電力料	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	39,000
	水道料	285	285	285	285	285	1,425
	消耗品費	10,324	4,727	3,542	10,920	12,330	41,843
	賃借料	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	11,010
	委託作業費	3,697	3,779	4,187	3,741	3,779	19,183
	租税課金	6,579	6,695	6,610	6,504	6,398	32,786
	固定資産除却費	336	0	0	1,492	0	1,828
	貸倒償却	200	200	200	200	200	1,000
	雑費	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	27,265
	減価償却費	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919
	他勘定振替(△)	0	0	0	0	0	0
	営業費計	319,024	312,614	310,302	315,419	317,215	1,574,574
	営業外費用	0	0	0	0	0	0
	事業報酬	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	48,463
	法人税・住民税・事業税	4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	19,639
	原価総額(A)	334,126	326,852	323,829	328,386	329,483	1,642,676
	控除項目(B)	0	0	0	0	0	0
	その他の支出	0	0	0	0	0	0
	計	334,126	326,852	323,829	328,386	329,483	1,642,676
	差引利益(損失)	-5,765	1,509	4,532	-25	-1,122	-871

# 熱 供 紿 規 程

札幌市光星地区

2026年 4月 1日 実施



株式会社 北海道熱供給公社

20260000資第0号  
令和8年00月00日認可

## 目 次

§1. 総 則 .....	1
1. 目的 .....	1
2. 適用区域 .....	1
3. 規程の認可および変更 .....	1
4. 用語の定義 .....	1
5. 単位および端数処理 .....	2
6. 実施細則 .....	2
§2. 使用の申込みおよび熱需給契約 .....	3
7. 使用の申込み .....	3
8. 热需給契約の成立および変更 .....	3
9. 契約容量の変更 .....	3
10. 承諾の限界 .....	3
11. 名義の変更 .....	3
12. 契約の解約 .....	4
13. 使用の休止および再使用 .....	4
§3. 供 給 .....	5
14. 供給方式 .....	5
15. 供給期間および時間 .....	5
16. 供給条件 .....	5
17. 供給または使用の制限もしくは中止 .....	6
18. 供給の停止およびその解除 .....	6
19. 供給制限等の損害賠償 .....	6
20. お客様の土地および建物への立入り .....	7
§4. 工 事 .....	7
21. 工事の施工 .....	7
22. お客様の土地および建物の場所の提供 .....	7
23. 電源および空気源の提供 .....	8
24. 工事に伴う費用の負担 .....	8

§5. 受入施設および使用施設の操作等	9
25. 受入施設および使用施設の操作等	9
§6. 保 安	9
26. 保守および保安の責任分界	9
27. 連絡等	9
28. 受入施設および使用施設の改善	9
29. 供給施設等の損傷防止	10
§7. 料 金	11
30. 料金の適用開始の日	11
31. 料金算定	11
32. 使用量の計算	12
33. 使用量の通知	12
34. 計量器故障時等の使用量の決定	12
35. 料金の支払義務	12
36. 日割計算	13
37. 热媒体の放出等による賠償	14
38. 凍結防止等料金	14
§8. その他	15
39. 守秘義務	15
40. 反社会的勢力排除事項	15
41. 裁判管轄条項	15
42. 準拠法事項	16
附 則	17
1. 実施期日	17
2. 前納割引に関する経過措置	17
別 表	18
料 金 表	18

## §1. 総 則

### 1. 目 的

当社が、一般の需要に応じて熱を供給する場合の料金その他の供給条件は、この熱供給規程（以下「規程」といいます。）によります。

### 2. 適用区域

この規程は、次の供給区域に適用します。

北海道札幌市

東区北9条東7丁目

北10条東7丁目、8丁目、9丁目17番地、18番地、38番地、40番地

北11条東7丁目、8丁目、9丁目1番地、2番地

北12条東7丁目、8丁目、9丁目1番地

北13条東8丁目1番地

### 3. 規程の認可および変更

(1) この規程は、電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第52条第1項の規定に基づき経済産業大臣の認可を受けたものです。

(2) 当社は、経済産業大臣の認可を受けてこの規程を変更することがあります。この場合、料金その他の供給条件は、変更後の規程によります。

### 4. 用語の定義

この規程において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

(1) 「熱媒体」とは、高温水をいいます。

(2) 「導管」とは、熱発生所から元弁等に至る高温水管をいいます。

(3) 「元弁」とは、導管から熱媒体の供給をしや断するための弁で、原則としてお客様ごとに高温水管に取り付けるものをいいます。

(4) 「受入管」とは、元弁等より使用施設の手前までの高温水管をいいます。

(5) 「供給制御装置」とは、お客様への熱媒体の流入状態およびお客様からの熱媒体の返送状態を管理するための制御装置、計測値の通信装置およびこれらに附属する装置をいいます。

- (6) 「計量器」とは、使用量を計量して料金算定の基礎とするための熱量計および流量計をいいます。
- (7) 「供給施設」とは、熱発生所、導管、元弁等、供給制御装置およびこれらに付属する施設をいいます。
- (8) 「受入施設」とは、受入管、計量器、制御弁、ストレーナ、バイパス弁およびこれらに附属する施設をいいます。
- (9) 「使用施設」とは、お客様の建物内施設のうち受入施設を除く施設をいいます。
- (10) 「圧力」とは、熱媒体のゲージ圧力をいいます。
- (11) 「契約容量」とは、契約上使用できる最大熱負荷容量をいいます。
- (12) 「冬期」とは、10月16日から翌年5月15日までをいいます。
- (13) 「夏期」とは、5月16日から10月15日までをいいます。
- (14) 「特定計量器」とは、計量法に定める特定計量器をいいます。
- (15) 「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。
- (16) 「税込」とは、消費税等相当額を含んだ金額をいいます。
- (17) 「税抜」とは、消費税等相当額加算前の金額をいいます。

## 5. 単位および端数処理

この規程において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりとします。

- (1) 契約容量の単位は1MJ/h（1メガジュール毎時）とし、1MJ/h未満の端数は小数点以下第一位で四捨五入します。
- (2) 高温水の使用量の単位は1MJ（1メガジュール）とし、1MJ未満の端数は切り捨てます。  
給湯の使用量の単位は100L（100リットル）とし、100L未満の端数は切り捨てます。
- (3) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。ただし、消費税等相当額を加算して申し受ける場合には、消費税等相当額が課される金額および消費税等相当額の単位は、それぞれ1円とし、その端数は、それぞれ切り捨てます。

## 6. 実施細則

この規程の実施上必要な細目的事項は、別に定める実施細則によるほか、そのつどお客様さまと当社との協議によって定めます。

## §2. 使用の申込みおよび熱需給契約

### 7. 使用の申込み

(1) お客様が新たに熱供給を受ける場合またはその変更を希望する場合は、あらかじめこの規程を承諾のうえ、当社所定の申込書に所要事項を記入して当社に申し込みでいただきます。

なお、給湯は暖房の付随契約で、給湯のみの申込みは出来ません。

また、契約容量は、冬期、夏期別に申し込んでいただきます。

(2) 当社は、お客様の申出により契約容量その他について協議、決定します。

### 8. 热需給契約の成立および変更

(1) 热需給契約（以下「契約」といいます。）またはその変更は、申込みを当社が承諾したときに成立します。

(2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、熱の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成することができます。

### 9. 契約容量の変更

お客様は、建物の増設、改造または用途変更等により最大熱負荷容量に増減を生じる場合は、当社と協議のうえ、契約容量を変更することができます。

### 10. 承諾の限界

当社は、需給状況その他の事由によりやむをえない場合は、7. に規定する使用の申込みの全部または一部を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をお知らせします。

## 11. 名義の変更

お客様に異動を生じる場合であって、新たなお客さまが熱の需給に関するそれまで熱の供給を受けていたお客様の全ての権利・義務を引き継ぐ場合は、事前に当社に連絡して所定の手続きをしていただきます。

## 12. 契約の解約

- (1) 热の使用を終了しようとするお客様は、あらかじめ当社と協議して終了日を定めて当社所定の手続きにより申し込んでいただきます。当社は、この申込みをお客さまが定めた終了日後に受けた場合は、受けた日をもって終了日とします。
- (2) 契約期間中の料金その他の債権・債務は、契約が消滅しても消滅しません。
- (3) 当社は、お客様が熱の使用を終了した後も、既設の当社所有の供給施設を存置することがあります。

## 13. 使用の休止および再使用

暖房定額制料金適用のお客さまが連續して30日以上熱の使用を休止しようとする場合および休止中のお客さまが再使用しようとする場合は、所定の手続きにより事前に当社に連絡していただきます。当社は、お客様が定めた休止期日後にこの申込みを受けた場合は、受けた日をもって休止の期日とします。この場合、当社は受入施設に休止または再使用に必要な処置をします。

## §3. 供 給

### 14. 供給方式

高温水は、送り管、返り管の2管方式で、密閉循環方式とします。

### 15. 供給期間および時間

- (1) 暖房の供給期間は、毎年10月16日から翌年5月15日までとします。ただし、お客様さまの希望により当社はこの期間以外でも供給することができます。
- (2) 給湯、その他温熱の供給期間は通年とします。
- (3) 供給時間は、原則として午前5時から午後10時までとします。

### 16. 供給条件

#### (1) 高温水の温度

##### ①送り温度

送り温度は、計量器の送り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとします。

期 別	標準温度
冬 期	160°C
夏 期	140°C

ただし、当社は軽負荷時には、お客様さまに支障のない範囲内でこの温度以外の温度で供給することがあります。

##### ②返り温度

返り温度は、計量器の返り側感温部において、30分間測定平均値で下記のとおりとしていただきます。

冬期および夏期 110°C以下

#### (2) 高温水の圧力

高温水の通常の圧力は、下記のとおりとします。

区 分	圧力範囲
送り管	1.00MPa～1.20MPa
返り管	0.87MPa～1.05MPa

## 17. 供給または使用の制限もしくは中止

当社は、次の各号のいずれかの場合には、供給の制限もしくは中止をし、または使用の制限もしくは中止をしていただくことがあります。当社は、その必要が生じた場合は速やかにお客さまに連絡します。

- (1) 天災その他の不可抗力により供給できない場合
- (2) 供給施設に影響を与えるような障害が受入施設または使用施設に生じた場合
- (3) 供給施設に故障が生じた場合
- (4) 供給施設の修繕その他の工事を施工するため必要がある場合
- (5) 法令の規定に基づく経済産業大臣の指示がある場合
- (6) その他保安上の必要がある場合

## 18. 供給の停止およびその解除

- (1) 当社は、お客さまが次の各号のいずれかに該当する場合には、供給を停止することがあります。
  - ① 料金が 35- (1) の規定による料金支払義務発生の日の翌日から起算して 50 日以内に支払われない場合で、当社がそれに対して督促しても支払われない場合
  - ② この規程によって支払いを要することとなった料金以外の債務を支払われない場合
  - ③ 20. の規定により当社係員がお客さまの土地および建物に立ち入ることを正当な理由なく拒みまたは妨害した場合
  - ④ 熱を不正に使用した場合
  - ⑤ 28. の規定により当社がお客さま所有の受入施設または使用施設の修繕等を求めて、それが実行されない場合
  - ⑥ その他この規程に違反し、その旨警告しても改めない場合
- (2) (1) により供給を停止されたお客さまが停止の事由を解消した場合は、速やかに供給の停止を解除します。ただし、当社が受けた損害がある場合は、その賠償金の全額が支払われたときに停止を解除します。

## 19. 供給制限等の損害賠償

- (1) 当社は、17. の規定により供給または使用を制限もしくは中止した場合であって、それが当社の責めによらない事由に基づくものである場合は、お客さまの受けた損害

について賠償の責めを負いません。

- (2) 当社は、18—(1)の規定により供給を停止した場合、それによって生じたお客様の損害については、賠償の責めを負いません。

## 20. お客様の土地および建物への立入り

当社は、検針、検査、調査およびその他の作業のため必要な場合には、お客様の承諾をえて係員をお客さまの土地および建物に立ち入らせていただきます。この場合には、正当な事由がない限り立ち入ることを承諾していただきます。

なお、お客様の求めに応じ、係員である旨の証明をさせていただきます。

## §4. 工 事

### 21. 工事の施工

- (1) 供給施設に関する工事は、当社が施工します。

- (2) お客様所有の受入施設および使用施設に関する工事は、お客様に施工していただきます。ただし、受入施設のうち計量器については当社所有のものを当社指定の設置要領に従って取り付けていただきます。

なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合は、当社が取り替え等の工事を行います。

- (3) 計量器の設置は、原則として1契約につき1計量器を設置し、当社がお客様の契約容量に応じた計量器を選択します。

- (4) 供給施設と受入施設の接続は、当社立ち会いのもとにお客さまに施工していただきます。

- (5) お客様は、受入施設および使用施設の設計・施工に関しては事前に当社と協議したうえで実施していただきます。

- (6) 供給施設と受入施設の接続の位置は、原則として導管から最短となる位置とします。

### 22. お客様の土地および建物の場所の提供

- (1) 当社は、計量器その他熱を供給するために必要な施設または工事に要する場所を、無償で使用させていただきます。この場合、お客様はその場所が借地または借家であるときは、あらかじめお客様において地主・家主その他の利害関係人の承諾をえておいていただきます。

(2) 計量器およびその付属装置を設置する場合は、検針および維持管理が容易な場所としていただきます。

#### 23. 電源および空気源の提供

計量器、供給制御装置等に必要な電源および空気源は無償でお客さまから提供していただきます。

#### 24. 工事に伴う費用の負担

(1) 供給施設は当社の所有とし、これに要する工事費は当社が負担します。

(2) 受入施設（当社所有のものを除く。）は、お客様の所有とし、これに要する工事費はお客様に負担していただきます。

(3) 受入施設のうち、当社所有の計量器は、当社の負担としますが、取付工事費はお客様に負担していただきます。

なお、当社は、特定計量器の検定有効期間の満了に伴う取り替え等の必要が発生した場合の工事費は、当社が負担します。

(4) 供給施設と受入施設の接続に要する工事費は、お客様に負担していただきます。

(5) お客様の都合により既設導管および元弁の取り替え、移設等の工事を行う場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。

(6) お客様の都合により特別な施設を設置する場合、これに要する費用はお客様に負担していただきます。

(7) 当社所有の施設の修繕に要する費用は当社が負担し、お客様所有の施設の修繕に要する費用はお客様に負担していただきます。ただし、当社所有の施設であってもお客様の故意または過失によって損傷または滅失した場合は、お客様から修繕に要した費用をいただきます。

(8) 契約成立後、お客様の都合により解約または契約容量の減少もしくは工事の中止によって損害が生じた場合には、その損害を賠償していただくことがあります。

(9) お客様に負担していただく工事に伴う費用は、消費税等相当額を加えたものとし、原則として当該工事等の着工前に支払っていただきます。

## § 5. 受入施設および使用施設の操作等

### 25. 受入施設および使用施設の操作等

受入施設（当社所有の施設を除く。）および使用施設の操作等は、別に定める実施細則に従ってお客さまに行っていただきます。

さらに、供給施設に影響を与えると予想される操作等を行う場合は、あらかじめ当社と協議していただきます。

## § 6. 保 安

### 26. 保守および保安の責任分界

供給施設等の当社所有施設は、当社が保守および保安の責任を負います。

受入施設（当社の所有施設を除く。）および使用施設は、お客さまにおいて保守および保安の責任を負っていただきます。

### 27. 連絡等

(1) 当社は、供給施設または当社所有の受入施設に漏えい、異常温度、異常圧力等の異常事態が発生し、熱の供給に支障が起きた場合は、速やかにその旨お客さまに連絡し、必要な処置をとることとします。

(2) お客さまは、お客さま所有の受入施設または使用施設に漏えい、異常温度、異常圧力等が発生した場合、あるいはその修繕または改造を行う場合等、熱の需給に支障が起きると予想されるときは、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

なお、お客さまは、お客さま建物内の当社所有の受入施設について異常を発見した場合は、26. の規定にかかわらず、速やかに当社に連絡し、応急処置をとっていただきます。

### 28. 受入施設および使用施設の改善

当社は、保安上必要と認めた場合は、受入施設または使用施設について修繕、撤去、改造もしくは特別の施設の設置を求めまたはその使用をお断りすることがあります。

## 29. 供給施設等の損傷防止

供給施設および受入施設には損傷を与えないようにしていただきます。特に導管の上部には原則として建物の設置、樹木の植込み等は避けていただきます。

## §7. 料 金

### 30. 料金の適用開始の日

料金は、需給開始の日から適用します。ただし、需給契約書を作成されたお客さまについては、需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用します。

### 31. 料金算定

(1) 料金の種類は次のとおりとします。

① 住宅用料金

(イ) 暖房定額制料金 別表のとおりとします。

(ロ) 給湯料金 従量制料金とし、別表のとおりとします。

② 業務用料金

従量制料金とし、別表のとおりとします。

(2) 住宅用料金のお客さまが毎月支払う料金は、暖房定額制料金の場合は当該月額、従量制料金の場合は基本料金と従量料金の合計額とし、契約の種類毎に毎月算定します。ただし、暖房定額制料金については暖房月に限ります。

業務用料金のお客さまが毎月支払う料金は、基本料金（税抜）と従量料金（税抜）の合計額に消費税等相当額を加えたものとし、契約の種類毎に毎月算定します。

(3) 基本料金は、熱の使用の有無にかかわらず毎月算定します。

(4) (1)、(2)の規定にかかわらず 13. の規定により長期休止の適用を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。

(5) (1)、(2)の規定にかかわらず 15-(1)の規定ただし書により供給期間以外に暖房供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は、別表により計算した金額とします。

## 32. 使用量の計算

- (1) 料金算定のため行う計量器の検針は、原則として毎月同じ日に行います。
- (2) 当月の使用量は、当月検針日の計量器の読みから前月検針日の計量器の読みを差し引いた量とします。
- (3) 各計量器による使用量の計量の単位は、高温水は 1 MJ、給湯は 100 L (100 リットル) とし、検針の際の計量単位未満の端数は読みません。

## 33. 使用量の通知

当社は、32. の規定により計算した使用量を速やかにお客さまに通知します。

## 34. 計量器故障時等の使用量の決定

計量器の故障その他の原因により使用量を正しく計量できなかつた場合、その期間の使用量は、その期間直前 3 か月間の実績使用量の平均値、前年同期間の実績使用量または取り替えた計量器による使用量等を参考として、お客さまと当社との協議により決定します。

## 35. 料金の支払い義務

- (1) お客さまの料金の支払い義務の発生日は次のとおりとします。
  - ① 暖房定額制料金 当月末日
  - ② 従量制料金 定例検針日
- (2) お客さまの支払う料金は、31. の規定により算定した金額とします。
- (3) お客さまは、毎月分の料金を 35-(1) の規定による支払義務発生日の翌月末日まで（以下「支払期間」といいます。）に、当社の指定する金融機関等を通じて支払っていただきます。
- (4) お客さまが 35-(3) の規定により料金を金融機関等を通じて支払われる場合は、その金融機関に払い込まれた日（口座振替の場合は、お客さまの預金口座から引き落とされた日）に当社に対する支払いがなされたものとします。

- (5) 住宅用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した消費税相当額を控除した金額に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- 業務用料金のお客さまが支払期間を経過して料金を支払われる場合は、支払期間の満了日の翌日から支払日まで 31. の規定により算定した金額（税抜）に対して、年率 10%の割合（うるう年の日を含む期間についても、365 日当りの割合とします。）で算定した額を延滞利息として別途申し受けます。
- (6) 料金等の支払は支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

### 36. 日割計算

- (1) 当社は、暖房定額制料金または基本料金について次の場合には使用日数に応じて日割計算をします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）について日割計算をします。
- ① 月の中途より熱の使用を開始もしくは廃止し、または休止もしくは契約の変更をした場合。この場合の使用日数には開始日が含まれ、廃止日が除かれます。
  - ② 17. の規定により熱の供給を中止し、またはお客さまに使用を中止していただいた場合。この場合、中止が連続する 12 時間以上 24 時間までをもって 1 日とし、1 日未満は切り捨てます。
  - ③ 適用される料金に変更があった場合
- (2) 36-(1) の規定により住宅用料金、暖房定額制料金および基本料金を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。ただし、業務用料金については基本料金（税抜）を日割計算する場合は、当該月額料金に使用日数を乗じて、その月の暦日数で除したものとします。

### 37. 熱媒体の放出等による賠償

受入施設または使用施設の故障、工事等による熱媒体の放出、その他お客さまの責めに帰すべき事由により、熱媒体および熱量に損失を生じた場合は、その損失に相当する金額を当社と協議のうえ、支払っていただきます。

### 38. 凍結防止等料金

集合住宅の棟全体の室温保持および放熱器等の凍結防止のため一定期間空室に熱の供給を受ける場合のお客さまが支払う料金は 31. の規定にかかわらず、別表により計算した金額（税抜）に消費税等相当額を加えたものとします。

この場合における料金の支払方法等については、35. の規定にかかわらず、別途協議のうえ決定します。

## § 8. その他

### 39. 守秘義務

- (1) お客さまおよび当社は、熱需給契約の締結により相手方から得た情報について、守秘義務を遵守するものとします。ただし、お客さまおよび当社の業務運営上特に必要な場合は、裁判所からの命令、その他法令により開示しなければならない場合はこの限りではありません。
- (2) お客さまおよび当社は、それぞれの役員および従業員に対し、その在職中および退職後においても、本営業秘密について、守秘義務を遵守することを義務付けることとします。
- (3) 本項の規定は熱需給契約終了後も同様とします。

### 40. 反社会的勢力排除条項

- (1) お客さまおよび当社は、自らまたは自らの代表者、責任者、実質的に経営権を有する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができます。
- ①暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下、まとめて「反社会的勢力」という。）に属すると認められるとき
  - ②反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき
  - ③反社会的勢力を利用していると認められるとき
  - ④反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められるとき
  - ⑤反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
  - ⑥自らまたは第三者を利用して、関係者に対し、詐術、暴力的行為、または脅迫的言辞を用いたとき
- (2) お客さまおよび当社は、(1) の規定により契約を解除した場合、解除されたものは、解除による損害が生じてもその相手方に対し一切の請求をすることができないものとします。

### 41. 裁判管轄条項

この規程に関して、裁判上の紛争が生じた場合は、札幌地方裁判所を第一審の専属的合

意管轄裁判所とします。

#### 42. 準拠法条項

この規程に関する準拠法は、日本法とします。

## 附 則

### 1. 実施期日

この規程は、2026年4月1日から実施します。

### 2. 前納割引に関する経過措置

前項の規定にかかわらず、2025年度に暖房定額制料金を前納されたお客さまは、  
2026年5月16日からこの規程の暖房定額制料金を適用します。

別 表

## 料 金 表

1. 住宅用料金

区 分		料 金 算 定 基 準	料 金
暖房定額制料金		占用面積 1 m <sup>2</sup> につき 1 暖房期間	2,264 円(税込)
給 湯 料 金	基 本 料 金	1 か月につき	1,867 円(税込)
	従 量 料 金	使用量 100L につき (水道料金は含まれていません。)	79.54 円(税込)

2. 業務用料金

区 分		料 金 算 定 基 準	料 金
基 本 料 金		契約容量 1 MJ/H につき 1 か月	377.3 円(税込) 343 円(税抜)
従 量 料 金		使用量 1 MJ につき	2.211 円(税込) 2.01 円(税抜)

3. 休止料金

料 金 算 定 基 準 (規程 13 による休止の場合)	料 金
休止連続 30 日につき	3,069 円(税込)
30 日超過分は 1 日につき	102.3 円(税込)

4. 期間外延伸料金

料 金 算 定 基 準 (規程 15-(1)による場合)	料 金
暖房床面積 1 m <sup>2</sup> 1 日につき	7.87 円(税込)

5. 凍結防止等料金

料 金 算 定 基 準 (規程 38 による場合)	料 金
空室住宅 1 戸 1 か月につき	18,000.4 円 (税込) 16,364 円(税抜)

株式会社 北海道熱供給公社

本 社 〒060-0907  
札幌市東区北7条東2丁目1番1号  
☎ (011) 741-1311

光星エネルギーセンター 〒065-0011  
札幌市東区北11条東9丁目1番28号  
☎ (011) 742-7130

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請添付説明資料

事業者名 株式会社北海道熱供給公社

地区名 光星地区

様式第1 総括原価算定表

様式第2 熱需要想定

様式第3第1表 最大熱需要・設備能力

様式第3第2表 設備投資計画

様式第4第1表 需要種別整理原価表

様式第4第2表 熱料金総括表

様式第4第3表 収入計算書

## 様式第1

## 総括原価算定期表

(原価算定期間:2026年4月～2031年3月)

(単位:千円)

項目	2026年4月1日 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	合計	算定期定説明
役員給与	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	13,230	・役員3名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.24名 2025年度支給見込を基準として計算。
給料手当	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	242,805	・光星エヌエー・センター長1名+運転員4名 計5名 ・光星エヌエー・センター営業(料金・保守対応) 3名 2025年度支給見込を基準として計算。 ・人事部門 10名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.8名 ・管理部門 9名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.72名 一人平均は抜き前の会員数及び部員数で算出 給料手当合計は総額から工事部門と管理部門について按分後 ・2025年度支給見込を基準として計算。
退職金	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	8,085	・2025年度支給見込を基準として計算。 なお、原価計算期間中の退職者は無しのため、実払いは退職金掛け金。
厚生費	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	43,585	・2025年度支給見込を基準として計算。 ただし、保険料率の変更もないものとする。
燃料費	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224	951,120	・熱需要想定に基づき、実績の販売熱量1GJあたりのガス生産原単位を使い、ガス使用量を積み上げ、 2025年11月適用のガス料金単価に基づき算定
修繕費	7,368	7,369	6,927	6,563	6,263	34,490	実績方式を採用 ・原価算定期間直前2か年の設備に対する経常修繕費率を求め、当該年度の期首帳簿原価に乘じた値 として ・2024年度は実績を2025年度は実績見込み額を記載。
電力料	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	39,000	・熱需要想定に基づき、電力使用量を積み上げ、2025年11月現在の電気料金単価(政府支援考慮前) に基づき算定
水道料	285	285	285	285	285	1,425	・熱需要想定に基づき、水道使用量を積み上げ、2025年11月適用の水道料金単価に基づき算定
消耗品費	10,324	4,727	3,542	10,920	12,330	41,843	・印刷刷25年に一度住民用パンフレット増刷 ・工業用消耗品は検針ノルムの更新によるメータ一代並びに助燃費、潤滑油脂費 (2025年度334台、2026年度379台 2027年度100台、2028年度42台、2029年度408台、2030年度442台)
賃借料	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	11,010	・賃料ごとに2025年度の実績見込み額をベースに2026年度以降据え置き 製造部門・複写機リース 営業部門・人形設備賃料 管理部門・本社賃料・複写機リース他(販売熱量比率8%按分後)
委託作業費	3,697	3,779	4,187	3,741	3,779	19,183	・費目毎に2025年度実績見込み額をベースに2026年度以降同様 の受注業務と年間の委託内容により増減する業務が存在 以下委託内容により増減のあらぶ業務について補足 ＊＊＊業務…ガス漏れCH検査・点検委託(製造部門) 2029年度 ＊＊＊業務…他(販売熱量比率8%按分後)
租税課金	6,579	6,695	6,610	6,504	6,398	32,786	・税法等に基づき算定 固定資産税土地・建物について令和7年度の固定資産税 税標準額合計額に対する税率を同額で推移。 (固定資産税1.4%・都市計画税0.3%) ・事業税・道民税・事業所税は最新年度確定申告(2024年度)付加価値税と資本割の合計額について販売熱量比率で 算分した額で推移。 (事業所税は資本割+従業員割の合算から算出)
固定資産除却費	336	0	0	1,492	0	1,828	・プラント機械設備並びに供給設備の熱量計の計画更新による廃棄設備の除却損を計上
貸倒償却	200	200	200	200	200	1,000	・毎年、住宅棟売上高の0.1%を計上
雑費	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	27,265	・費目ごとに2025年度の実績をベースに2026年度以降据え置き
減価償却費	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919	・定額法により法定耐用年数に基づき算定。
他勘定振替額(△)						0	
営業費計	319,024	312,614	310,302	315,419	317,215	1,574,574	
営業外費用						0	
事業報酬	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	48,463	・レートベース方式により報酬率2.72%で算定。
法人税・住民税・事業税	4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	19,639	・事業報酬に基づき法定実効税率28.84%にて算定。
原価総額(A)	334,126	326,852	323,829	328,386	329,483	1,642,676	
控除項目(B)							

## 様式第2

## 熱需要想定

項目		年度	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	合計
需 要 家 状 況	業務用ビル	<年間増加件数> (件数)	0	0	0	0	0	0
		<3月末件数>	9	9	9	9	9	45
		<年間増加面積> (延床面積) m <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	0
	集合住宅	<3月末床面積>	32,679	32,679	32,679	32,679	32,679	163,395
		<暖房件数>						
		<3月末件数>	1,741	1,741	1,741	1,741	1,741	8,705
		<給湯件数>						
		<3月末件数>	1,591	1,591	1,591	1,591	1,591	7,955
年 間 延 契 約 容 量 ( G J / h )	業務用ビル	<暖房延床面積> (延床面積) m <sup>2</sup>						
		<3月末床面積>	89,701	89,701	89,701	89,701	89,701	448,505
		<暖房延床面積> (延床面積) m <sup>2</sup>						
	集合住宅	<3月末床面積>	82,057	82,057	82,057	82,057	82,057	410,285
		<凍結防止件数>						
		<年度末件数>	200	200	200	200	200	1,000
		冷熱 温熱	122.742	122.742	122.742	122.742	122.742	613.710
年 間 販 売 熱 量 ( G J )	集合住宅	<一戸当たり> 温熱 総容量	0.121 210.661	0.121 210.661	0.121 210.661	0.121 210.661	0.121 210.661	1,053.305
		<一戸当たり> 給湯 総容量	0.050 79.550	0.050 79.550	0.050 79.550	0.050 79.550	0.050 79.550	397.750
		<一戸当たり> 温熱 総容量	0.121 24.200	0.121 24.200	0.121 24.200	0.121 24.200	0.121 24.200	121.000
	凍結防止等	温熱	357.603	357.603	357.603	357.603	357.603	1,788.015
		給湯	79.550	79.550	79.550	79.550	79.550	397.750
	業務用ビル	冷熱 温熱						
			11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	56,660
		<一戸当たり> 温熱 総熱量	36.439 63,440	36.439 63,440	36.439 63,440	36.439 63,440	36.439 63,440	317,200
		<一戸当たり> 給湯 総熱量	6.837 10,877	6.837 10,877	6.837 10,877	6.837 10,877	6.837 10,877	54,385
		<一戸当たり> 温熱 総熱量	7.809 1,561	7.809 1,561	7.809 1,561	7.809 1,561	7.809 1,561	7,805
		温熱	76,333	76,333	76,333	76,333	76,333	381,665
		給湯	10,877	10,877	10,877	10,877	10,877	54,385

様式第3第1表

## 最大熱需要・設備能力

項目		2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
～最大熱需要	温熱	23.300	23.300	23.300	23.300	23.300
	給湯					
	ボイラー GJ/h	59.423	59.423	59.423	59.423	59.423
	ヒートポンプ GJ/h (温熱)					
	熱交換器 GJ/h					
設備能力	冷凍設備 GJ/h ターボ 吸收式					
	冷温水貯水槽 m <sup>3</sup> 温水槽 冷温水槽 冷水槽					
	その他 GJ/h					

様式第3第2表

## 設 備 投 資 計 画

(単位:千円)

設備名	細 目	2026年 4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年 4月1日 ～ 2028年3月31 日	2028年 4月1日 ～ 2029年3月31 日	2029年 4月1日 ～ 2030年3月31 日	2030年 4月1日 ～ 2031年3月31 日	計
製造設備	土地						
	建物(建物付属設備を含む)						
	構築物						
	ボイラー						
	冷凍設備(ヒートポンプを含む)						
	熱交換器						
	温水・冷水貯水槽						
	その他機械装置	19,550		2,900	4,550	1,900	28,900
	その他						
	計	19,550		2,900	4,550	1,900	28,900
供給設備	土地						
	建物(建物付属設備を含む)						
	構築物						
	機械装置						
	導管						
	熱量・流量計	2,220	400		400	3,020	
	その他	11,600					11,600
業務設備	計	13,820	400			400	14,620
	土地						
	建物(建物付属設備を含む)						
	構築物						
	機械装置						
	その他						
合 計		33,370	400	2,900	4,550	2,300	43,520

様式第4第1表

## 需要種別整理原価表

区分	項目	配賦比率(%)				配賦額(千円)				温熱等需要種別				温熱等需要種別					
		配賦基準	温熱	給湯	合計	温熱	給湯	合計	業務・住宅別配賦比率(%)			配賦基準	業務温熱	住宅温熱	凍結防止	合計	業務温熱	住宅温熱	凍結防止
									延契約容量比	34.3%	58.9%								
	役員給与	延契約容量比	81.8%	18.2%		13,230	10,822	2,408											
	給料手当	"	81.8%	18.2%		242,805	198,614	44,191		"	34.3%	58.9%	6.8%	198,614	68,125	116,983	13,506		
	退職金	"	81.8%	18.2%		8,085	6,614	1,471		契約比	96.6%	2.8%	0.6%	6,614	6,389	185	40		
	雑給	"	81.8%	18.2%			0	0	延契約容量比	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0			
	厚生費	供給延床面積比	59.9%	40.1%		43,585	26,107	17,478		"	34.3%	58.9%	6.8%	26,107	8,955	15,377	1,775		
	修繕費	延契約容量比	81.8%	18.2%		34,490	28,213	6,277		"	34.3%	58.9%	6.8%	28,213	9,677	16,618	1,918		
	消耗品費	供給延床面積比	59.9%	40.1%		41,843	25,064	16,779		"	34.3%	58.9%	6.8%	25,064	8,597	14,763	1,704		
	賃借料	"	59.9%	40.1%		11,010	6,595	4,415		契約比	96.6%	2.8%	0.6%	6,595	6,370	185	40		
	委託作業費	"	59.9%	40.1%		19,183	11,491	7,692		延契約容量比	34.3%	58.9%	6.8%	11,491	3,941	6,769	781		
	租税課金	延契約容量比	81.8%	18.2%		32,786	26,819	5,967		"	34.3%	58.9%	6.8%	26,819	9,199	15,796	1,824		
	試験研究費	"	81.8%	18.2%			0	0		"	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
	需要開発費	"	81.8%	18.2%			0	0		"	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
固定費	固定資産除却費	"	81.8%	18.2%		1,828	1,495	333		"	34.3%	58.9%	6.8%	1,495	513	880	102		
	貸倒償却	供給延床面積比	59.9%	40.1%		1,000	599	401		販売熱量比	14.9%	83.1%	2.0%	599	89	498	12		
	雑費	販売熱量比	87.5%	12.5%		27,265	23,857	3,408		延契約容量比	34.3%	58.9%	6.8%	23,857	8,183	14,052	1,622		
	減価償却費	延契約容量比	81.8%	18.2%		105,919	86,642	19,277		"	34.3%	58.9%	6.8%	86,642	29,718	51,032	5,892		
	他勘定振替額(△)	"	81.8%	18.2%			0	0		"	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
	営業外費用	"	81.8%	18.2%			0	0		"	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
	事業報酬	"	81.8%	18.2%		48,463	39,643	8,820		"	34.3%	58.9%	6.8%	39,643	13,598	23,349	2,696		
	法人税・住民税・事業税	"	81.8%	18.2%		19,639	16,065	3,574		"	34.3%	58.9%	6.8%	16,065	5,510	9,463	1,092		
	固定費から変動費～振替	"	81.8%	18.2%			0	0		"	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
	変動費から固定費～振替	供給延床面積比	59.9%	40.1%		49,000	29,351	19,649		契約比	96.6%	2.8%	0.6%	29,351	28,353	822	176		
						0	0	0		延契約容量比	34.3%	58.9%	6.8%	0	0	0	0		
	小計					700,131	537,991	162,140							537,991	210,929	293,146	33,916	
	燃料費	延契約容量比	81.8%	18.2%		951,120	778,016	173,104		販売熱量比	14.9%	83.1%	2.0%	778,016	115,924	646,532	15,560		
	冷温熱光熱費	販売熱量比	87.5%	12.5%					"	14.9%	83.1%	2.0%							
変動費	電力料	供給延床面積比	59.9%	40.1%		39,000	23,361	15,639		"	14.9%	83.1%	2.0%	23,361	3,481	19,413	467		
	水道料	販売熱量比	87.5%	12.5%		1,425	1,247	178		契約比	96.6%	2.8%	0.6%	1,247	1,205	35	7		
	固定費から変動費～振替	"	87.5%	12.5%		0	0	0		販売熱量比	14.9%	83.1%	2.0%	0	0	0	0		
	変動費から固定費～振替	"	87.5%	12.5%		-49,000	-42,875	-6,125		"	14.9%	83.1%	2.0%	-42,875	-6,388	-35,629	-858		
	小計					942,545	759,749	182,796							759,749	114,222	630,351	15,176	
	合 計					1,642,676	1,297,740	344,936							1,297,740	325,151	923,497	49,092	

住宅用定期賃房料金原価(基本)																	293,146		
住宅用定期賃房料金原価(從量)																	630,351		
住宅用給湯基本料金原価							162,140												
住宅用給湯従量料金原価							182,796												
業務用温熱基本料金原価															210,929				
業務用温熱従量料金原価															114,222				
凍結防止料金(基本料金分)																	33,916		
凍結防止料金(従量料金分)																	15,176		
合計料金原価						1,642,676	1,297,740	344,936							1,297,740	325,151	923,497	49,092	

様式第4第2表（その1）

### 熱料金総括表

需要種別	原価合計(千円)	熱料金算定	
		算定式	料金率
住宅用定額制暖房料金原価	923,497	原価合計 ÷ 総延べ床面積 × 1,000 923,497 ÷ 448,505 × 1,000	2,059円/m <sup>2</sup> ・暖房期間
住宅用給湯基本料金原価	162,140	原価合計 ÷ 5年 ÷ 12か月 ÷ 給湯想定戸数 × 1,000 162,140 ÷ 5 ÷ 12 ÷ 1,591 × 1,000	1,698円/戸
住宅用給湯従量料金原価	182,796	原価合計 ÷ 販売熱量 × 単位換算 × 温度差 ÷ 10 (100Lあたり) 182,796 ÷ 54,385 × 4.18605 × 51.4 ÷ 10	72.31円/100L
業務用温熱基本料金原価	210,929	原価合計 ÷ 延契約容量 210,929 ÷ 613.710	343円/MJ/h
業務用温熱従量料金原価	114,222	原価合計 ÷ 販売熱量 114,222 ÷ 56,660	2.01円/MJ
凍結防止等料金	49,092	原価合計 ÷ 5年 ÷ 3か月 ÷ 凍結防止想定戸数 × 1,000 49,092 ÷ 5 ÷ 3 ÷ 200 × 1,000	16,364円/戸・月
合計	1,642,676		

契約種別・料金算定基準	今回(A)	現行(B)	差(A)-(B)	改定率
住宅用定額制暖房料金	2,059	1,604	455	28.36%
住宅用給湯基本料金	1,698	1,317	381	28.92%
住宅用給湯従量料金	72.31	56.95	15.36	26.97%
業務用温熱基本料金	343	267.31	75.69	28.31%
業務用温熱従量料金	2.01	1.588	0.422	26.57%
凍結防止等料金	16,364	13,014	3,350	25.74%

収入額比較(千円)	1,641,805	1,282,137	359,668
-----------	-----------	-----------	---------

\* 総括原価外として

需要種別	原価合計(千円)	熱料金算定	
		算定式	料金率
期間外延伸料金	-	暖房定額制料金変動費相当分 ÷ 総延べ床面積 ÷ 年間暖房日数 × 1,000 681,250 ÷ 448,505 ÷ 212 × 1,000	7.16円/m <sup>2</sup>
休止料金(1日当たり)	-	現行休止料金 × 改定率 ÷ 休止料金算定日数 2,190 × 1.28 ÷ 30	93円/日
休止料金(1か月当たり)	-	1日当たり休止料金 × 休止料金算定日数 93 × 30	2,790円/月

### 消費税総額表示料金単価表

契約種別・料金算定基準	税込前	消費税率	総額表示料金
住宅用定額制暖房料金 (円/m <sup>2</sup> ・暖房期間)	2,059	10.00%	2,264
住宅用給湯基本料金 (円/月)	1,698	10.00%	1,867
住宅用給湯従量料金 (円/100L)	72.31	10.00%	79.54
業務用温熱基本料金 (円/MJ/h・月)	343	10.00%	377.3
業務用温熱従量料金 (円/MJ)	2.01	10.00%	2.211
凍結防止等料金 (円/戸・月)	16,364	10.00%	18,000.4

\* 税込前の単価を消費税率10%を乗じて端数切捨てを実施

### 消費税総額表示料金単価 (総括原価外)

契約種別・料金算定基準	税込前	消費税率	総額表示料金
期間外延伸料金 (円/m <sup>2</sup> )	7.16	10.00%	7.87
休止料金（1日当たり） (円/日)	93	10.00%	102.3
休止料金（1か月当たり） (円/月)	2,790	10.00%	3,069

様式第4第3表

## 収入計算書

(単位:千円)

項目	2026/04/01～ 2027/3/31	2027/04/01～ 2028/3/31	2028/04/01～ 2029/3/31	2029/04/01～ 2030/3/31	2030/04/01～ 2031/3/31	合計
定額料金	住宅用温熱 定額制暖房料金	184,694	184,694	184,694	184,694	184,694
	住宅用給湯基本料金原価					
	住宅用給湯従量料金原価					
	業務用温熱基本料金原価					
	業務用温熱従量料金原価					
	凍結防止等料金	9,818	9,818	9,818	9,818	49,090
計(千円/年)		194,512	194,512	194,512	194,512	972,560
基本料金	住宅用温熱 定額制暖房基本料金原価					
	住宅用温熱 定額制暖房従量料金原価					
	住宅用給湯基本料金原価	32,418	32,418	32,418	32,418	162,090
	住宅用給湯従量料金原価					
	業務用温熱基本料金原価	42,100	42,100	42,100	42,100	210,500
	業務用温熱従量料金原価					
計(千円/年)		74,518	74,518	74,518	74,518	372,590
従量料金	住宅用温熱 定額制暖房基本料金原価					
	住宅用温熱 定額制暖房従量料金原価					
	住宅用給湯基本料金原価					
	住宅用給湯従量料金原価	36,554	36,554	36,554	36,554	182,770
	業務用温熱基本料金原価					
	業務用温熱従量料金原価	22,777	22,777	22,777	22,777	113,885
計(千円/年)		59,331	59,331	59,331	59,331	296,655
計	住宅用温熱 定額制暖房料金	184,694	184,694	184,694	184,694	184,694
	住宅用給湯基本料金原価	32,418	32,418	32,418	32,418	32,418
	住宅用給湯従量料金原価	36,554	36,554	36,554	36,554	36,554
	業務用温熱基本料金原価	42,100	42,100	42,100	42,100	42,100
	業務用温熱従量料金原価	22,777	22,777	22,777	22,777	22,777
	凍結防止等料金	9,818	9,818	9,818	9,818	49,090
計(千円/年)		328,361	328,361	328,361	328,361	1,641,805

\* 総括原価1642676千円に対し、料金収入が1641805千円となり、871千円の未回収額がありますが、これは料金単価作成にあたり、端数処理を行ったことに依るものです。

指定旧供給区域熱供給規程変更認可申請添付補足説明資料

事業者名 株式会社北海道熱供給公社

地区名 光星地区

1. 総括原価表
2. 需要想定
3. 総括原価の積算説明
4. 資金調達計画
5. 燃料使用量及び電力使用量の算定
6. レートベース計算表
7. 法人税、住民税及び事業税の算定
8. 減価償却費算定明細表
9. 固定資産税算定明細表
10. 配賦比率内訳表
11. 営業収益明細表

## 1. 総括原価表

(単位:千円)

項目	2025年度 実績見込	2026年 4月1日 ～ 2027年 3月31日	2027年 4月1日 ～ 2028年 3月31日	2028年 4月1日 ～ 2029年 3月31日	2029年 4月1日 ～ 2030年 3月31日	2030年 4月1日 ～ 2031年 3月31日	合計	算定説明
役員給与	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	13,230	積算説明に記載
給料手当	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	242,805	"
退職金	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	8,085	"
厚生費	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	43,585	"
燃料費	199,948	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224	951,120	"
修繕費	6,178	7,368	7,369	6,927	6,563	6,263	34,490	"
電力料	8,043	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800	39,000	"
水道料	291	285	285	285	285	285	1,425	"
消耗品費	10,586	10,324	4,727	3,542	10,920	12,330	41,843	"
賃借料	2,321	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	11,010	"
委託作業費	4,827	3,697	3,779	4,187	3,741	3,779	19,183	"
租税課金	6,627	6,579	6,695	6,610	6,504	6,398	32,786	"
固定資産除却費	671	336	0	0	1,492	0	1,828	"
貸倒償却	200	200	200	200	200	200	1,000	"
雑費	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	27,265	"
減価償却費	20,890	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919	"
他勘定振替額(△)								
営業費計	327,576	319,024	312,614	310,302	315,419	317,215	1,574,574	
営業外費用								
事業報酬	-	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	48,463	
法人税・住民税・事業税		4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	19,639	
原価総額(A)	327,576	334,126	326,852	323,829	328,386	329,483	1,642,676	
控除項目(B)								
差引料金原価(A) - (B)	327,576	334,126	326,852	323,829	328,386	329,483	1,642,676	

## 2. 需要想定

原価計算期間中の年間需要想定は2022(令和4)年度から2024(令和6)年度までの実績をベースとして行った。

項目	年度 2024年度まで平均	2022年度から 2024年度まで平均	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	合計
需要家状況	業務用ビル	<年間増加件数> (件数)	0	0	0	0	0	0	0
		<年度未件数>	9	9	9	9	9	9	45
	集合住宅	<年間増加面積> (床面積) m <sup>2</sup>	0	0	0	0	0	0	0
		<年度未床面積>	32,679	32,679	32,679	32,679	32,679	32,679	163,395
年間延契約容量 (GJh)	集合住宅	<暖房件数>							
		<年度未件数>	1,787	1,763	1,741	1,741	1,741	1,741	8,705
		<給湯件数>							
		<年度未件数>	1,626	1,611	1,591	1,591	1,591	1,591	7,955
	凍結防止等	<暖房延床面積> (延床面積) m <sup>2</sup>							
		<年度未床面積>	92,735	90,861	89,701	89,701	89,701	89,701	448,505
		<給湯延床面積> (延床面積) m <sup>2</sup>							
		<年度未床面積>	83,793	83,118	82,057	82,057	82,057	82,057	410,285
年間販売熱量 (GJ)	業務用ビル	<凍結防止件数>							
		<年度未件数>	173	200	200	200	200	200	1,000
	集合住宅	冷熱							
		温熱	124,258	122,742	122,742	122,742	122,742	122,742	613,710
		<一戸当たり>							
		温熱	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	
	凍結防止等	総容量	216,895	213,323	210,661	210,661	210,661	210,661	1,053,305
		<一戸当たり>							
		給湯	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	0.050	
		総容量	82,206	80,550	79,550	79,550	79,550	79,550	397,750
年間販売熱量 (GJ)	業務用ビル	<一戸当たり>							
		温熱	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	0.121	
	集合住宅	総容量	20,946	24,200	24,200	24,200	24,200	24,200	121,000
		<温熱>	362,099	360,265	357,603	357,603	357,603	357,603	1,788,015
		<給湯>	82,206	80,550	79,550	79,550	79,550	79,550	397,750
		<一戸当たり>							
		温熱	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	11,332	56,660
年間販売熱量 (GJ)	集合住宅	総熱量	36,439	36,439	36,439	36,439	36,439	36,439	
		<一戸当たり>							
		温熱	65,117	64,241	63,440	63,440	63,440	63,440	317,200
		総熱量	6,837	6,837	6,837	6,837	6,837	6,837	
	凍結防止等	<一戸当たり>							
		温熱	11,118	11,014	10,877	10,877	10,877	10,877	54,385
		総熱量	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	7,809	
		<温熱>	1,351	1,561	1,561	1,561	1,561	1,561	7,805
年間販売熱量 (GJ)	合計	温熱	77,800	77,134	76,333	76,333	76,333	76,333	381,665
		給湯	11,118	11,014	10,877	10,877	10,877	10,877	54,385

年間延契約容量の算出根拠

業務用ビル…お客様との契約熱容量(2025年8月末)実績を採用。

集合住宅<温熱>…2022年～2024年度平均の一戸当たりの暖房温熱容量に想定暖房戸数を乗じて算出。

集合住宅<給湯>…2022年～2024年度平均の一戸当たりの給湯熱容量に想定給湯戸数を乗じて算出。

凍結防止等…2022年～2024年度平均の一戸当たりの凍結防止等温熱容量に想定凍結防止等戸数を乗じて算出。

年間販売熱量の算出根拠

業務用ビル…2022年度～2024年度実績平均を採用。

集合住宅<温熱>…2022年～2024年度平均の一戸当たりの暖房販売熱量に想定暖房戸数を乗じて算出。

集合住宅<給湯>…2022年～2024年度平均の一戸当たりの給湯販売熱量に想定給湯戸数を乗じて算出。

凍結防止等…2022年～2024年度平均の一戸当たりの凍結防止等販売熱量に想定凍結防止等戸数を乗じて算出。

### 3. 総括原価の積算説明

#### 3-1. 原価計算期間

2026年4月～2031年3月までの5年間とした。

#### 3-2. 原価諸元(算定内訳)

##### (1) 役員給与

- ・役員3名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.24名  
※ 販売熱量比率 温熱販売熱量 727,875GJ、冷熱販売熱量158,115GJ、電気販売熱量141,465GJ 合計1,027,455GJ(内、光星温熱販売熱量88,148GJ)  
 $88,148GJ \div 1,027,455GJ = 8\%$  以下同様です。
- ・2025年度支給見込を基準として計算。

(単位:千円)

役員	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	計
人員 (人)	期首人員	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	-
	期末人員	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	-
	平均人員	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24	-
役員給与	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	2,646	13,230

##### (2) 給料手当

- ・光星エネルギーセンターセンター長1名+運転員4名 計5名
- ・光星エネルギーセンター営業(料金・保守対応) 3名
- ・工事部門 10名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.8名
- ・管理部門 9名 2026年度予算値 販売熱量比率8% 0.72名
- ・給料手当合計は総額から工事部門と管理部門について按分値反映

・2025年度支給見込を基準として計算。

(単位:千円)

従業員	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	計
人員 (人)	期首人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
	期末人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
	平均人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
1人 平均	給与	3,839	3,839	3,839	3,839	3,839	19,195
	賞与	1,262	1,262	1,262	1,262	1,262	6,310
	計	5,101	5,101	5,101	5,101	5,101	25,505
給料手当合計	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	48,561	242,805

##### (3) 退職金

- ・2025年度支給見込を基準として計算。
- ・なお、原価計算期間中の退職者は無しのため、実払いは退職金掛け金。

(単位:千円)

従業員	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	計
人員 (人)	期首人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
	期末人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
	平均人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
一人平均引当額 引当合計 実払い額	76.67	76.67	76.67	76.67	76.67	76.67	383.35
	729	729	729	729	729	729	3,645
	888	888	888	888	888	888	4,440
退職金合計	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	1,617	8,085

(4)厚生費

- ・法定厚生費と一般厚生費の合計とした。
- ・2025年度実績見込みを基準として計算。

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
法定厚生費	8,088	8,088	8,088	8,088	8,088	8,088	40,440
一般厚生費	629	629	629	629	629	629	3,145
厚生費合計	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	8,717	43,585

①法定厚生費

- ・健康保険、雇用保険、労災保険、介護保険等
- ・2025年度実績見込みを基準として計算。

(単位:千円)

従業員	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
人員 期首人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
(人) 期末人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
平均人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
法定厚生費合計	8,088	8,088	8,088	8,088	8,088	8,088	40,440
一人平均額	849.57	849.57	849.57	849.57	849.57	849.57	4,247.85

	金額	摘要
健康保険	2,503	標準報酬年額+標準賞与額の 51.55/1000
雇用保険	437	標準報酬年額+標準賞与額の 9/1000
労災保険	145	標準報酬年額+標準賞与額の 3/1000
介護保険	386	標準報酬年額+標準賞与額の 7.95/1000
児童手当拠出金	174	標準報酬年額+標準賞与額の 3.6/1000
厚生年金保険	4,443	標準報酬年額+標準賞与額の 91.5/1000
合計	8,088	
平均人員	9.52	
一人平均額	849.57	

②一般厚生費

- ・健康診断 被服費等
- ・2025年度実績見込みを基準として計算。

(単位:千円)

従業員	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
人員 期首人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
(人) 期末人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
平均人員	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	9.52	-
一般厚生費合計	629	629	629	629	629	629	3,145
一人平均額	66.07	66.07	66.07	66.07	66.07	66.07	330.35

	金額	摘要
健康診断費	137	2025年度見込値で推移
被服費	116	2025年度見込値で推移
その他	376	暑さ対策費、福利共済掛金
合計	629	
平均人員	9.52	
一人平均額	66.07	

(5)燃料費

熱需要想定に基づき、実績の販売熱量1GJあたりのガス生産原単位を使い、ガス使用量を積み上げ、  
2025年11月適用のガス料金単価に基づき算定

灯油はタンク内に貯蔵しており使用量により補充するので単価について移動平均法による原価法のため現在の相場  
より差異のある単価となっております。

光星EC所要燃料使用量の算定について

所要燃料使用量については、下記のとおり2025年度の販売熱量あたりの実績見込原単位に基づいて算定

1 都市ガス 実績見込原単位(2,235千m<sup>3</sup>÷88,148GJ=25.35m<sup>3</sup>/GJ)

			2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
販売熱量 (GJ)	(GJ)	①	88,148	87,210	87,210	87,210	87,210	87,210
販売原単位 (m <sup>3</sup> /GJ)	(m <sup>3</sup> /GJ)	②	25.35	25.35	25.35	25.35	25.35	25.35
ガス使用量 (m <sup>3</sup> )	(m <sup>3</sup> )	③=①*②	2,235,000	2,210,773	2,210,773	2,210,773	2,210,773	2,210,773
ガス単価 (円/m <sup>3</sup> )	(円/m <sup>3</sup> )	④	86.54	83.11	83.11	83.11	83.11	83.11
ガス料金 (千円)	(千円)	⑤=③*④	193,416	183,737	183,737	183,737	183,737	183,737

2 灯油 実績見込原単位(74,130L÷88,148GJ=0.84L/GJ)

			2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
販売熱量 (GJ)	(GJ)	①	88,148	87,210	87,210	87,210	87,210	87,210
販売原単位 (L/GJ)	(L/GJ)	②	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84	0.84
灯油使用量 (L)	(L)	③=①*②	74,130	73,256	73,256	73,256	73,256	73,256
灯油単価 (円/L)	(円/L)	④	88.12	88.56	88.56	88.56	88.56	88.56
灯油料金 (千円)	(千円)	⑤=③*④	6,532	6,487	6,487	6,487	6,487	6,487

1 + 2 燃料費合計

			2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
燃料費 (千円)	(千円)	199,948	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224
燃料費 (千円)	(千円)	199,948	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224	190,224

(6) 修繕費

実績方式

- 原価計算期間直前2か年の設備に対する経常修繕费率を求め、当該年度の期首帳簿原価に乘じた値とした  
2024年度は実績を、2025年度は実績見込み額を記載しております。

(単位:千円)

製造設備			供給設備			
2024年度期首帳簿価額	233,413	2024年度 経常修繕費	6,009	2024年度 期首帳簿価額	77,639	2024年度 経常修繕費
2025年度期首帳簿価額	228,383	2025年度 経常修繕費	4,370	2025年度 期首帳簿価額	77,242	2025年度 経常修繕費
平均帳簿原価(A)	230,898	平均経常 修繕費(B)	5,189	平均帳簿 原価(A)	77,440	平均経常 修繕費(B)
業務設備 販売熱量比率按分後						
2024年度期首帳簿価額	702	2024年度 経常修繕費	5	製造設備経常修繕費率 = (B) / (A)	0.0224	
2025年度期首帳簿価額	568	2025年度 経常修繕費	11	供給設備経常修繕費率 = (B) / (A)	0.0152	
平均帳簿原価(A)	635	平均経常 修繕費(B)	8	業務設備経常修繕費率 = (B) / (A)	0.0125	

(単位:千円)

	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	計
製造設備	期首帳簿原価	267,600	270,983	255,904	244,212	235,135
	修繕費率	2.24%	2.24%	2.24%	2.24%	2.24%
	小計	5,994	6,070	5,732	5,470	5,267
供給設備	期首帳簿原価	90,105	85,241	78,434	71,745	65,437
	修繕費率	1.52%	1.52%	1.52%	1.52%	1.52%
	小計	1,369	1,295	1,192	1,090	994
業務設備	期首帳簿原価	461	361	308	258	207
	修繕費率	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%	1.25%
	小計	5	4	3	3	2
修繕費合計		7,368	7,369	6,927	6,563	6,263
						34,490

## (7) 電力料

・熱需要想定に基づき、電力使用量を積み上げ、2025年11月現在の電気料金単価(政府支援考慮前)に基づき算定

光星EC所要電力使用量の算定について

所要電力使用量については、下記のとおり2025年度の販売熱量あたりの実績見込原単位に基づいて算定

※ 燃料費と同様、2025年度実績見込原単位を使用

電力料 (実績見込原単位257,560kWh ÷ 88,148GJ=2.92kWh/GJ)

			2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
販売熱量	(GJ)	①	88,148	87,210	87,210	87,210	87,210	87,210
販売原単位	(kWh/GJ)	②	2.92	2.92	2.92	2.92	2.92	2.92
電力使用量	(kWh)	③=①*②	257,560	254,653	254,653	254,653	254,653	254,653
電力単価	(円/kWh)	④	31.23	30.63	30.63	30.63	30.63	30.63
電力料金	(千円)	⑤=③*④	8,043	7,800	7,800	7,800	7,800	7,800

## (8) 水道料

- ・熱需要想定に基づき、水道使用量を積み上げ、2025年11月適用の水道料金単価に基づき算定

光星EC所要水道使用量の算定について

所要水道使用量については、下記のとおり2025年度の販売熱量あたりの実績原単位に基づいて算定  
 ※ 燃料費、電力料と同様、2025年度実績見込原単位を使用

水道料 (実績見込原単位436m<sup>3</sup>÷88, 148GJ=0.0049m<sup>3</sup>/GJ)

			2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日
販売熱量	(GJ)	①	88, 148	87, 210	87, 210	87, 210	87, 210	87, 210
販売原単位	(m <sup>3</sup> /GJ)	②	0.0049	0.0049	0.0049	0.0049	0.0049	0.0049
水道使用量	(m <sup>3</sup> )	③=①*②	436	427	427	427	427	427
水道単価	(円/m <sup>3</sup> )	④	669.72	669.72	669.72	669.72	669.72	669.72
水道料金	(千円)	⑤=③*④	291	285	285	285	285	285

## (9) 消耗品費

・プラント薬品代は、高温水の密閉回路であり、漏れがなく補水もほぼないため、毎年ほぼ同額で推移している。

・印刷物は5年に1度住民用パンフレット増刷

・工業用消耗品は給湯メータの更新によるメーター代並びに助燃費(30千円)、潤滑油脂費(30千円)

(2025年度334台、2026年度379台 2027年度100台、2028年度42台、2029年度408台、2030年度442台)

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
プラント薬品等	150	150	150	150	150	150	750
印刷物	748	98	98	98	98	748	1,140
事務用品費	1,126	1,126	1,126	1,126	1,126	1,126	5,630
その他消耗品費	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272	1,272	6,360
工業用消耗品費	7,290	7,678	2,081	896	8,274	9,034	27,963
計	10,586	10,324	4,727	3,542	10,920	12,330	41,843

## (10) 貸借料

・費目ごとに2025年度の実績見込み額をベースに2026年度以降据え置き

製造部門…複写機リース

営業部門…供給設備賃料※メディカルセンターの一部

管理部門…本社賃料・複写機リース他(販売熱量比率8%按分後)

※賃料の大部分は本社賃料他26,211千円×33名÷35名×0.08=1,977千円

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
賃借料合計	2,321	2,202	2,202	2,202	2,202	2,202	11,010

## (11) 委託作業費

・費目ごとに2025年度の実績見込みをベースに2026年度以降同様の受託業務と年間の委託内容によって増減する業務が存在している

以下委託内容により増減のある業務について補足

通常業務…光星熱製造所(火災報知器整備点検業務378千円、構内緑地維持管理業務200千円)、供給設備(電気防食測定160千円、水質分析業務160千円)

…請求業務(給湯検針業務・請求書封入配布業務)2,692千円

…管理部門(サーバー利用による管理委託、産業医委託)107千円(販売熱量比率8%按分後)

スポット業務…ガス漏れCH4センサー点検委託(製造部門)2029年度 44千円

…熱量計誤差チェック 2025(490千円)・2027(82千円)・2028(490千円)・2030年度(82千円)、需要家熱量計ライнстレーナー点検(2025年度のみ)560千円(営業部門)

…事務所レイアウト委託(2025年度のみ)(管理部門 販売熱量比率8%按分後)80千円

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
通常業務	3,697	3,697	3,697	3,697	3,697	3,697	18,485
スポット業務	1,130	0	82	490	44	82	698
委託作業費合計	4,827	3,697	3,779	4,187	3,741	3,779	19,183

## (12) 租税課金

・税法等に基づき算定

固定資産税土地・家屋について光星 固定資産課税標準額 令和7年度 土地 97,881千円 家屋 13,130千円の合計額に対する税額を同額で推移することとする。

(固定資産税1.4%・都市計画税0.3%)

事業税・道市民税・事業所税は最新年度確定申告(2024年度)付加価値割と資本割の合計額について販売熱量比率8%で按分した金額で推移するものとします。

上記のうち事業所税は資本割+従業員割の合算から算出しております。

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
固定資産税 債却資産	2,264	2,216	2,332	2,247	2,141	2,035	10,971
固定資産税 土地・家屋	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	1,887	9,435
事業税	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	2,046	10,230
印紙税等	50	50	50	50	50	50	250
道市民税	216	216	216	216	216	216	1,080
事業所税	164	164	164	164	164	164	820
租税課金合計	6,627	6,579	6,695	6,610	6,504	6,398	32,786

(13) 固定資産除却費

・プラント機械設備並びに供給設備の熱量計の計画更新による廃棄設備の除却損を計上

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
除却損	671	336	0	0	1,492	0	1,828
固定資産除却費合計	671	336	0	0	1,492	0	1,828

(14) 貸倒償却費

・毎年、住宅棟売上高約200,000千円の0.1%を計上

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
貸倒償却	200	200	200	200	200	200	1,000

(15) 雑費

・費目ごとに2025年度の実績見込をベースに2026年度以降据え置き

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
エネルギーセンター清掃料	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	1,030	5,150
滞納者裁判費用	545	545	545	545	545	545	2,725
熱料金システム保守料	204	204	204	204	204	204	1,020
その他雑費	776	776	776	776	776	776	3,880
その他雑費(販売熱量比率8%)	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	2,898	14,490
雑費合計	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	5,453	27,265

(16) 減価償却費 ・定額法による

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
製造設備	13,922	15,831	15,079	14,592	12,135	14,379	72,016
供給設備	6,859	7,084	7,207	6,689	6,308	6,310	33,598
業務設備	109	100	53	50	51	51	305
減価償却費合計	20,890	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919

## 6. レートベース計算表(事業報酬にレートベース方式を採用した場合)

(単位:千円)

			2026年4月1日 ～ 2027年3月31日	2027年4月1日 ～ 2028年3月31日	2028年4月1日 ～ 2029年3月31日	2029年4月1日 ～ 2030年3月31日	2030年4月1日 ～ 2031年3月31日	合計
固定資産投資額	①	期首帳簿価格	347,843	357,862	335,923	317,492	302,056	1,661,176
	②	期中増加取得価格	33,370	400	2,900	4,550	2,300	43,520
	③	期中減少残存価格 △	336	0	0	1,492	0	1,828
	④	減価償却費 △	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919
	⑤	期末帳簿価格	357,862	335,923	317,492	302,056	283,616	1,596,949
	((①+②-③-④)+⑤)÷2	(A) 平均帳簿価格	357,862	335,923	317,492	302,056	283,616	1,596,949
建設中の資産	①	期首建設仮勘定						
	②	期中増加額						
	③=①+②	期末建設仮勘定						
	(①+③)÷2=④	平均建設仮勘定						
	⑤	建設中利子 △						
	⑥	工事費負担金 △						
	④-⑤-⑥	(B) 建設中資産額						
繰延資産	①	期首繰延資産勘定						
	②	期中増加額						
	③=①+②	期末繰延資産勘定						
	(①+③)÷2=④	平均繰延資産勘定						
	⑤	社債発行差金						
	④-⑤	(C) 繰延資産額						
運転資本	①	営業費	319,024	312,614	310,302	315,419	317,215	1,574,574
	②	減価償却費 △	23,015	22,339	21,331	18,494	20,740	105,919
	③	固定資産除却損 △	336	0	0	1,492	0	1,828
	④	退職給与引当金純増額 △	729	729	729	729	729	3,645
	①-(②+③+④)	(D) 営業費用関連運転資本額	294,944	289,546	288,242	294,704	295,746	1,463,182
		(E) 燃料及びその他貯蔵品	3,240	3,240	3,240	3,240	3,240	16,200
	((D)+(E))÷12×1.5	(F) 運転資本額	37,273	36,598	36,435	37,243	37,373	184,922
合計	(A)+(B)+(C)+(F)	(G) レートベース合計	395,135	372,521	353,927	339,299	320,989	1,781,871
		(H) 事業報酬率	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	2.72%	
	(G) × (H)	事業報酬額	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	48,463

(注) 期中増加額は年度換算すること。

## 7. 法人税、住民税及び事業税の算定

・事業報酬に係わる法人税、住民税及び事業税は法定実効税率28.84%にて以下の式により算定。

$$\text{法人税等} = \frac{\text{事業報酬}}{1 - 0.2884} \times 0.2884$$

(単位:千円)

	2025年度 実績見込	2026年4月1日 ～2027年3月31日	2027年4月1日 ～2028年3月31日	2028年4月1日 ～2029年3月31日	2029年4月1日 ～2030年3月31日	2030年4月1日 ～2031年3月31日	計
事業報酬	—	10,747	10,132	9,626	9,228	8,730	48,463
法人税等	—	4,355	4,106	3,901	3,739	3,538	19,639

8. 減価償却費算定期明細表(業務設備については販売熱量比率の8%表示)

(単位:千円)

	耐用年数	2026年度期首残高				2026年4月1日～2027年3月31日				2027年4月1日～2028年3月31日			
		取得価格	負担金等	減価償却累計額	期首価格	期中増加資産	期中減少資産	減価償却費	期末価額	期中増加資産	期中減少資産	減価償却費	期末価額
製造設備	土地	59,953	0	0	59,953	0	0	0	59,953	0	0	0	59,953
	建物	113,263	0	95,692	17,571	0	0	694	16,877	0	0	694	16,183
	建物附属設備	28,113	0	22,193	5,920	0	0	715	5,205	0	0	680	4,525
	構築物	130,366	0	76,633	53,733	0	0	2,583	51,150	0	0	2,584	48,566
	機械装置	524,800	0	394,682	130,118	19,550	-336	11,554	137,778	0	0	11,112	126,666
	工具器具備品	5,676	0	5,371	305	0	0	285	20	0	0	9	11
小計		862,171	0	594,571	267,600	19,550	-336	15,831	270,983	0	0	15,079	255,904
供給設備	導管	776,645	23,702	701,342	51,601	0	0	2,004	49,597	0	0	2,004	47,593
	熱量計・流量計	63,511	0	37,554	25,957	2,220	0	1,840	26,337	400	0	1,962	24,775
	無形固定資産	4,602	0	2,378	2,224	11,600	0	3,240	10,584	0	0	3,241	7,343
	小計	844,758	23,702	741,274	79,782	13,820	0	7,084	86,518	400	0	7,207	79,711
業務設備	工具器具備品	1,463	0	1,005	458	0	0	97	361	0	0	53	308
	無形固定資産	16	0	13	3	0	0	3	0	0	0	0	0
	小計	1,479	0	1,018	461	0	0	100	361	0	0	53	308
合計		1,708,408	23,702	1,336,863	347,843	33,370	-336	23,015	357,862	400	0	22,339	335,923

(単位:千円)

	耐用年数	2028年4月1日～2029年3月31日				2029年4月1日～2030年3月31日				2030年4月1日～2031年3月31日			
		期中増加資産	期中減少資産	減価償却費	期末価額	期中増加資産	期中減少資産	減価償却費	期末価額	期中増加資産	期中減少資産	減価償却費	期末価額
製造設備	土地	0	0	0	59,953	0	0	0	59,953	0	0	0	59,953
	建物	0	0	693	15,490	0	0	694	14,796	0	0	694	14,102
	建物附属設備	0	0	605	3,920	0	0	548	3,372	0	0	520	2,852
	構築物	0	0	2,471	46,095	0	0	2,247	43,848	0	0	2,247	41,601
	機械装置	2,900	0	10,823	118,743	4,550	-1,492	8,646	113,155	1,900	0	10,918	104,137
	工具器具備品	0	0	0	11	0	0	0	11	0	0	0	11
小計		2,900	0	14,592	244,212	4,550	-1,492	12,135	235,135	1,900	0	14,379	222,656
供給設備	導管	0	0	2,003	45,590	0	0	2,004	43,586	0	0	2,004	41,582
	熱量計・流量計	0	0	1,983	22,792	0	0	1,984	20,808	400	0	1,986	19,222
	無形固定資産	0	0	2,703	4,640	0	0	2,320	2,320	0	0	2,320	0
	小計	0	0	6,689	73,022	0	0	6,308	66,714	400	0	6,310	60,804
業務設備	工具器具備品	0	0	50	258	0	0	51	207	0	0	51	156
	無形固定資産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	小計	0	0	50	258	0	0	51	207	0	0	51	156
		2,900	0	21,331	317,492	4,550	-1,492	18,494	302,056	2,300	0	20,740	283,616

9. 固定資産税算定期明細表（業務設備 販売熱量比率にて8%按分後）

(単位:千円)

		耐用年数	2026年度							
前年度課税標準 ①	今年度取得 ②		残価額 ③	課税標準額 ①+②-③=④	特例適用額 ⑤	課税額 ④-⑤=⑥	課税率 ⑦	固定資産税 ⑥×⑦		
製造設備	建物付属設備		4,944	0	790	4,154	918	3,236	0.014	45
	構築物		40,140	0	2,498	37,642	0	37,642	0.014	526
	機械装置		73,757	3,750	8,316	69,191	21,423	47,768	0.014	668
	工具器具備品		793	0	213	580	0	580	0.014	8
	小計		119,634	3,750	11,817	111,567	22,341	89,226		1,247
供給設備	導管		48,409	0	1,264	47,145	0	47,145	0.014	660
	熱量計・流量計		20,281	4,840	3,292	21,829	0	21,829	0.014	305
	小計		68,690	4,840	4,556	68,974	0	68,974		965
業務設備	建物付属設備		0	0	0	0	0	0	0.014	0
	工具器具備品		431	0	79	352	0	352	0.014	4
	小計		431	0	79	352	0	352		4
	合計		188,755	8,590	16,452	180,893	22,341	158,552		2,216
		耐用年数	2027年度							
前年度課税標準 ①	今年度取得 ②		残価額 ③	課税標準額 ①+②-③=④	特例適用額 ⑤	課税額 ④-⑤=⑥	課税率 ⑦	固定資産税 ⑥×⑦		
製造設備	建物付属設備		4,154	0	647	3,507	729	2,778	0.014	38
	構築物		37,641	0	2,316	35,325	0	35,325	0.014	494
	機械装置		65,681	64,060	10,921	118,820	56,108	62,712	0.014	877
	工具器具備品		579	0	134	445	0	445	0.014	6
	小計		108,055	64,060	14,018	158,097	56,837	101,260		1,415
供給設備	導管		47,145	0	1,127	46,018	0	46,018	0.014	644
	熱量計・流量計		17,298	4,530	2,594	19,234	0	19,234	0.014	269
	小計		64,443	4,530	3,721	65,252	0	65,252		913
業務設備	建物付属設備		0	0	0	0	0	0	0.014	0
	工具器具備品		352	0	58	294	0	294	0.014	4
	小計		352	0	58	294	0	294		4
	合計		172,850	68,590	17,797	223,643	56,837	166,806		2,332
		耐用年数	2028年度							
前年度課税標準 ①	今年度取得 ②		残価額 ③	課税標準額 ①+②-③=④	特例適用額 ⑤	課税額 ④-⑤=⑥	課税率 ⑦	固定資産税 ⑥×⑦		
製造設備	建物付属設備		3,506	0	531	2,975	663	2,312	0.014	32
	構築物		35,324	0	2,151	33,173	0	33,173	0.014	464
	機械装置		59,079	68,739	14,063	113,755	53,057	60,698	0.014	849
	工具器具備品		444	0	86	358	0	358	0.014	5
	小計		98,353	68,739	16,831	150,261	53,720	96,541		1,350
供給設備	導管		46,017	0	1,006	45,011	0	45,011	0.014	630
	熱量計・流量計		15,278	6,174	2,524	18,928	0	18,928	0.014	264
	小計		61,295	6,174	3,530	63,939	0	63,939		894
業務設備	建物付属設備		0	0	0	0	0	0	0.014	0
	工具器具備品		294	0	44	250	0	250	0.014	3
	小計		294	0	44	250	0	250		3
	合計		159,942	74,913	20,405	214,450	53,720	160,730		2,247
		耐用年数	2029年度							
前年度課税標準 ①	今年度取得 ②		残価額 ③	課税標準額 ①+②-③=④	特例適用額 ⑤	課税額 ④-⑤=⑥	課税率 ⑦	固定資産税 ⑥×⑦		
製造設備	建物付属設備		2,975	0	437	2,538	603	1,935	0.014	27
	構築物		33,173	0	1,999	31,174	0	31,174	0.014	436
	機械装置		53,177	63,476	12,710	103,943	45,704	58,239	0.014	815
	工具器具備品		358	0	52	306	0	306	0.014	4
	小計		89,683	63,476	15,198	137,961	46,307	91,654		1,282
供給設備	導管		45,010	0	898	44,112	0	44,112	0.014	617
	熱量計・流量計		13,398	5,930	2,251	17,077	0	17,077	0.014	239
	小計		58,408	5,930	3,149	61,189	0	61,189		856
業務設備	建物付属設備		0	0	0	0	0	0	0.014	0
	工具器具備品		249	0	34	215	0	215	0.014	3
	小計		249	0	34	215	0	215		3
	合計		148,340	69,406	18,381	199,365	46,307	153,058		2,141
		耐用年数	2030年度							
前年度課税標準 ①	今年度取得 ②		残価額 ③	課税標準額 ①+②-③=④	特例適用額 ⑤	課税額 ④-⑤=⑥	課税率 ⑦	固定資産税 ⑥×⑦		
製造設備	建物付属設備		2,537	0	361	2,176	364	1,812	0.014	25
	構築物		31,174	0	1,860	29,314	0	29,314	0.014	410
	機械装置		48,344	57,647	11,491	94,500	38,931	55,569	0.014	777
	工具器具備品		305	0	10	295	0	295	0.014	4
	小計		82,360	57,647	13,722	126,285	39,295	86,990		1,216
供給設備	導管		44,111	0	803	43,308	0	43,308	0.014	606
	熱量計・流量計		11,874	5,202	1,990	15,086	0	15,086	0.014	211
	小計		55,985	5,202	2,793	58,394	0	58,394		817
業務設備	建物付属設備		0	0	0	0	0	0	0.014	0
	工具器具備品		214	0	25	189	0	189	0.014	2
	小計		214	0	25	189	0	189		2
	合計		138,559	62,849	16,540	184,868	39,295	145,573		2,035
		総合計								10,971

## 10. 配賦比率内訳表

	実数					比率				
	温熱	給湯			合計	温熱	給湯			合計
延契約容量比 GJ/h	1,788.015	397.750			2,185.765	81.8%	18.2%			100%
販売熱量比 GJ/年	381,665	54,385			436,050	87.5%	12.5%			100%
供給時間比 h/年	3,604	6,205			9,809	36.7%	63.3%			100%
供給延床面積比 m <sup>2</sup>	611,900	410,285			1,022,185	59.9%	40.1%			100%
	実数					比率(%)				
	業務温熱	住宅温熱	凍結防止		合計	業務温熱	住宅温熱	凍結防止		合計
延契約容量比 GJ/h	613.710	1,053.305	121.000		1,788.015	34.3%	58.9%	6.8%		100%
販売熱量比 GJ/年	56,660	317,200	7,805		381,665	14.9%	83.1%	2.0%		100%
契約比 GJ/件	1,259	36	8		1,303	96.6%	2.8%	0.6%		100%

## 11. 営業収益明細表

(単位:千円)

年度	項目	年間延契約容量(GJ/h)	年間販売熱量(GJ)	住宅用定額制暖房	基本料金	従量料金	凍結防止等料金	計
2026年	住宅用定額制暖房	210.661	63,440	184,694				184,694
	4月1日 住宅給湯	79.550	10,877		32,418	36,554		68,972
	~ 凍結防止等	24.200	1,561				9,818	9,818
2027年	業務用温熱	122.742	11,332		42,100	22,777		64,877
	3月31日 計	437.153	87,210	184,694	74,518	59,331	9,818	328,361
2027年	住宅用定額制暖房	210.661	63,440	184,694				184,694
	4月1日 住宅給湯	79.550	10,877		32,418	36,554		68,972
	~ 凍結防止等	24.200	1,561				9,818	9,818
2028年	業務用温熱	122.742	11,332		42,100	22,777		64,877
	3月31日 計	437.153	87,210	184,694	74,518	59,331	9,818	328,361
2028年	住宅用定額制暖房	210.661	63,440	184,694				184,694
	4月1日 住宅給湯	79.550	10,877		32,418	36,554		68,972
	~ 凍結防止等	24.200	1,561				9,818	9,818
2029年	業務用温熱	122.742	11,332		42,100	22,777		64,877
	3月31日 計	437.153	87,210	184,694	74,518	59,331	9,818	328,361
2029年	住宅用定額制暖房	210.661	63,440	184,694				184,694
	4月1日 住宅給湯	79.550	10,877		32,418	36,554		68,972
	~ 凍結防止等	24.200	1,561				9,818	9,818
2030年	業務用温熱	122.742	11,332		42,100	22,777		64,877
	3月31日 計	437.153	87,210	184,694	74,518	59,331	9,818	328,361
2030年	住宅用定額制暖房	210.661	63,440	184,694				184,694
	4月1日 住宅給湯	79.550	10,877		32,418	36,554		68,972
	~ 凍結防止等	24.200	1,561				9,818	9,818
2031年	業務用温熱	122.742	11,332		42,100	22,777		64,877
	3月31日 計	437.153	87,210	184,694	74,518	59,331	9,818	328,361
合計	住宅用定額制暖房	1,053.305	317,200	923,470				923,470
	住宅給湯	397.750	54,385		162,090	182,770		344,860
	凍結防止等	121.000	7,805				49,090	49,090
	業務用温熱	613.710	56,660		210,500	113,885		324,385
	計	2,185.765	436,050	923,470	372,590	296,655	49,090	1,641,805